

令和 6 年第 3 回 千早赤阪村議会定例会会議録

開会 令和 6 年 9 月 5 日

閉会 令和 6 年 9 月 2 0 日

千早赤阪村議会

令和6年第3回千早赤阪村議会定例会（第1号）

1. 招集年月日

令和6年9月5日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 議事堂

3. 出席議員

1番 千 福 清 英

5番 吉 田 昭 之

2番 井 上 浩 一

6番 田 村 陽

3番 服 部 幸 令

7番 藤 浦 稔

4番 徳 丸 初 美

4. 欠席議員

な し

5. 署名議員

5番 吉 田 昭 之

6番 田 村 陽

6. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村 長 菊 井 佳 宏

健康福祉部長 池 西 昌 夫

村政戦略部長 中 野 光 二

教育委員会事務局理事 森 田 洋 文

総 務 部 長 日 谷 順 彦

都市整備課長 下休場 健 司

7. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 柏 原 美 佳

議会事務局書記 土 井 達 也

8. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 村長所信表明

日程第 5 代表質問

日程第 6 報告第 2号 令和5年度健全化判断比率について

日程第 7 報告第 3号 令和5年度資金不足比率について

日程第 8 議案第41号 千早赤阪村庁舎建設検討委員会条例廃止について

日程第 9 議案第42号 千早赤阪村国民健康保険条例の改正について

日程第10 議案第43号 令和6年度千早赤阪村一般会計補正予算（第6号）

- 日程第 1 1 議案第 4 4 号 令和 6 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 1 2 議案第 4 5 号 令和 6 年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算 (第
3 号)
- 日程第 1 3 議案第 4 6 号 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協
議について
- 日程第 1 4 議案第 4 7 号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこ
れに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議
について
- 日程第 1 5 議案第 4 8 号 令和 5 年度千早赤阪村一般会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 日程第 1 6 議案第 4 9 号 令和 5 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計歳入歳出
決算認定について
- 日程第 1 7 議案第 5 0 号 令和 5 年度千早赤阪村介護保険特別会計歳入歳出決算
認定について
- 日程第 1 8 議案第 5 1 号 令和 5 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計歳入歳
出決算認定について
- 日程第 1 9 議案第 5 2 号 令和 5 年度千早赤阪村下水道事業特別会計歳入歳出決
算認定について

午前１０時００分 開会

○千福議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は７名です。定足数に達していますので、令和６年第３回千早赤阪村議会定例会を開会します。

まず初めに、菊井村長より挨拶がございます。

菊井村長。

○菊井村長 おはようございます。

本日、令和６年第３回定例会を招集しましたところ、議員の皆様方には出席賜りまして誠にありがとうございます。

今議会は、私の村長就任後初めての定例会となりますことから、のちほど村政運営についての私の所信と基本的な考えにつきまして申し上げたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

さて、先週は台風１０号による本村の影響が大変心配していた状況ではございますが、進路もそれまして、特に大きな被害もなく安心したところでございます。また、９月３日の大阪８８０万人訓練にはですね、職員と、そしてまた議員先生方も訓練に参加していただきまして誠にありがとうございます。南海トラフとか、台風とか、いろいろ今後の災害に備えまして、改めて防災対策に万全を期してまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、今議会に提案します案件ではございますが、条例案件２件、補正予算３件、規約変更２件、報告案件２件、令和５年度各会計の決算認定５件の計１４件でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。

○千福議長 次に、８月２９日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

井上議会運営委員長。

○井上議会運営委員長 それでは、報告をいたします。

８月２９日に開催いたしました議会運営委員会において、今期定例会の提出予定議案の審議方法等を審査しましたので報告をいたします。

本日の付議案件は、議事日程第１号のとおりです。

日程第４、村長所信表明ののち、日程第５、代表質問を行います。村長からの提出予定議案は、報告第２号から議案第５２号までの１４議案で、審議方法については報告第２号から議案第４１号、議案第４６号、議案第４７号の５議案は本会議、議案第４２号から議案第４５号の４議案は所管の常任委員会へ付託をいたします。

議案第48号から議案第52号の5議案については、決算特別委員会を設置し付託することに決しております。また、9月6日午前10時より議事日程第2号のとおり一般質問を行います。6名の議員が通告をされております。なお、今期定例会の会期は、本日9月5日から9月20日までの16日間と決しておりますので、併せてご報告いたします。

以上でございます。

○千福議長 ありがとうございます。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○千福議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番吉田議員、6番田村議員を指名します。

~~~~~

○千福議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日9月5日から9月20日までの16日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日9月5日から9月20日までの16日間と決しました。

~~~~~

○千福議長 日程第3、諸般の報告を議題とします。

派遣議員の報告3件、監査委員の報告2件の計5件の報告を順次お受けします。

まず初めに、令和6年第2回大阪南消防組合議会定例会について、私のほうからご報告いたします。

令和6年6月7日午前10時から大阪南消防組合議会が開催されました。議会日程は13件、提案内容については、報告案件5件、議案4件の計9案件が提案されました。

日程第1、議会運営委員会委員長報告については、5月27日に開催された同委員会の結果についての報告で、副委員長に藤井寺市選出の山本忠司委員が互選されたこと、定例会の運営について等の報告がされました。

次に、日程第2、会議録署名議員の指名については、3番峯弘之議員、5番生田達也議員を指名されました。

次に、日程第3、会期の決定の議題については、会期を1日間と決定されました。

次に、日程第４、報告第２号専決処分報告地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、専決処分したことによる理事者側から報告があり、全会一致で承認されました。

次に、日程第５、報告第３号専決処分報告について大阪南消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、専決処分したことによる理事者側から報告があり、全会一致で承認されました。

次に、日程第６、報告第４号専決処分報告について職員の旅費に関する条例の一部改正について、専決処分したことによる理事者側から報告があり、富田林市選出の草尾議員から質疑の後、全会一致で承認されました。

次に、日程第７、報告第５号専決処分報告について令和５年度大阪南消防組合一般会計補正予算（第４号）、専決処分したことによる理事者側から報告があり、全会一致で承認されました。

次に、日程第８、報告第６号令和５年度大阪南消防組合一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について、理事者側から報告がありました。

次に、日程第９、議案第３０号財産の取得について、災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車（３５メートル級）の購入に伴います財産の取得について理事者側から説明があり、全会一致で可決されました。

次に、日程第１０、議案第３１号消防ポンプ自動車ＣＤ－Ｉ型水槽付の購入に伴います財産の取得について理事者側から説明があり、全会一致で可決されました。

次に、日程第１１、議案第３２号高規格救急自動車１台及び高度救命処置用資機材の購入に伴います財産の取得について理事者側から説明があり、全会一致で可決されました。

次に、日程第１２、議案第３３号大阪南消防組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、任期満了に伴う選任で、引き続き國下博氏を選任することについて理事者側から説明があり、全会一致で同意されました。

次に、日程第１３、一般質問ですが、今回質問者はありませんでした。

以上、報告いたします。

次に、令和６年第２回大阪広域水道企業団議会７月臨時会の報告を求めます。

井上議員。

○井上議員　それでは、報告いたします。

大阪広域水道企業団議会令和６年７月臨時会について報告いたします。

去る令和６年７月１６日に議員全員協議会が行われ、７月２５日臨時会の招集、提出予定議案、報告事項について説明を受け、企業長・理事長退席ののち、議事運営について協

議をされ、議長、副議長の選挙について、監査結果の報告、今後の日程、議会運営に係る確認事項等協議を行いました。

臨時会は7月25日に行われ、議長に四條畷市の島弘一議員、副議長に貝塚市の川岸貞利議員が選任され、例月現金出納検査結果の報告、企業長から提出された2件の報告を聴取、浄水施設等の調査のための議員派遣を決定いたしました。なお、詳細については資料等ございますのでご覧いただければと思います。

以上、簡単ではございますが報告といたします。

○千福議長 ありがとうございます。

次に、令和6年第2回南河内環境事業組合議会定例会の報告を求めます。

藤浦議員。

○藤浦議員 それでは、令和6年第2回南河内環境事業組合議会定例会のまとめを報告します。

令和6年8月16日、第2回南河内環境事業組合議会定例会が開催されました。つきましては、その内容のご報告を申し上げます。

本会議前に議員全員協議会が開催され、組合事務局から組合副管理者及び組合議会議員の異動が報告されたのち、議会運営委員長から、委員会の開催結果として提出議案の取扱いや会期など確認事項の報告がございました。

続きまして、本会議の提出案件につきましては、順に申し上げますと、報告第2号副管理者の異動については、まず西野修平河内長野市長が本年8月3日付にて新たに組合副管理者に、また森田昌吾河南町長が本年3月29日付、田中祐二太子町長が本年4月18日付にて引き続き組合副管理者に、菊井佳宏千早赤阪村長が本年7月16日付にて新たに組合副管理者にそれぞれ就任された報告でございました。

報告第3号組合議会議員の異動については、富田林市から寺内裕介議員、河内長野市から桂聖議員、大阪狭山市から西野滋胤議員、太子町から辻本博之議員が新たに選出された報告でございました。

報告第4号令和5年度南河内環境事業組合一般会計予算継続費繰越計算の報告については、款3衛生費、項1ごみ処理費、事業名クレーン電気設備更新事業において5,880万6,000円、款、項同じく、事業名第1清掃工場基幹的設備改良事業において30億3,850万8,000円をそれぞれ翌年度へ通次繰越しされた報告でございました。

承認第3号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、地方自治法の一部改正により会計年度任用職員への勤勉手当の支給が可能になることなどの所要の改正を行うもの

として、本年３月２９日付専決処分されたもので、原案どおり承認されました。

議案第４号令和６年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第１号）については、歳入歳出それぞれ９，６８８万３，０００円を追加し、総額を５４億４３３万４，０００円とするもので、原案のとおり可決されました。補正の内容は、本年４月１日付の人事異動等に伴います人件費の補正、ばいじん処理物のフェニックス受入れ基準値超過事案に対応するための経費計上及び第１清掃工場運営のための業務管理費の経費計上でございました。

監査報告第２号例月出納検査の結果報告については、監査委員から、令和５年度１月から５月分及び令和６年度４月から６月分の例月出納検査の結果が報告され、特に問題はなかったとのことでした。

認定第１号令和５年度南河内環境事業組合一般会計歳入歳出決算については、歳入総額２６億２，８９４万５，４６８円、歳出総額２３億５，２４３万９，４８８円、翌年度繰越額３０億９，７３１万４，０００円の決算について、地方自治法第２３３条第３項の規定により議会の認定に付されたもので、原案のとおり認定されました。

以上、簡単ではございますが、これをもちまして令和６年第２回南河内環境事業組合議会定例会の報告とさせていただきます。

○千福議長 ありがとうございました。

続いて、監査委員から２件の報告を求めます。

令和６年５月から令和６年７月例月出納検査の結果に関する報告及び令和５年度決算に関する監査報告を求めます。

井上監査委員。

○井上議員 それでは、報告申します。

令和６年５月から令和６年７月の出納事務に係る例月出納検査について報告いたします。

令和６年５月分については、令和６年６月２５日に実施いたしました。検査対象は、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、各基金、歳入歳出外現金です。検査は、会計管理者から提出された会計監査報告書、支出命令票、その他の関係証書、証拠書類等を確認いたしました。各会計、各基金及び歳入歳出外現金の現金出納事務は適正に行われたものと認めるものでした。

令和６年６月分については、令和６年７月２６日に実施いたしました。検査対象は、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、各基金、歳入歳出外現金です。検査は、会計管理者から提出された会計監査報告書、支出命令票、

その他の関係証書、証拠書類等を確認いたしました。各会計、各基金及び歳入歳出外現金の現金出納事務は適正に行われたものと認めるものでした。

令和6年7月分については、令和6年8月26日に実施いたしました。検査対象は、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、各基金、歳入歳出外現金です。検査は、会計管理者から提出された会計監査報告書、支出命令票、その他の関係証書、証拠書類等を確認いたしました。各会計、各基金及び歳入歳出外現金の現金出納事務は適正に行われたものと認めるものでした。

以上、報告といたします。

続きまして、令和5年度監査報告意見書について報告をいたします。

令和5年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算、健全化判断比率、資金不足比率及び定額資金の運用基金、財産に関する調書について、提出を受けた書類に基づき審査を行い、監査委員の合議により意見を付しています。主な内容についてのみご説明いたしますので、詳細につきまして配付をさせていただいている資料にてご確認をお願いいたします。

まず、令和5年度歳入歳出決算についてです。一般会計の歳入総額は40億6,400万円となり、対前年度比1億4,100万円の減少、歳出総額は38億2,200万円となり、対前年度比2億9,800万円の減少となっています。差引き額は2億4,100万円の黒字額であり、翌年度へ繰越しすべき財源4,600万円を控除した実質収支額は1億9,600万円の黒字額であり、単年度収支額は1億1,900万円の黒字となっています。

歳入のうち、地方交付税や村債及び国府支出金等の依存財源の歳入総額に占める割合は80.9%と自主財源の19.1%を大きく上回っています。今後も依存財源に頼る財政運営になっていると考えられるため、国庫支出金や府支出金の特定財源の確保に努めてください。また、財政状況についてですが、単年度の財政力指数は0.248となり、前年度の0.245と比較して0.003微増となりました。一方、財政構造の指標である経常収支比率は76.1%であり、前年度の80.5%と比較して4.4ポイント改善となりました。財政構造の改善には継続した努力が必要です。

本村の令和5年度の総人口は、前年と比較して96人減少し、高齢化率は0.4%上昇いたしました。この傾向は今後も続くと思われます。今後も村民が満足できる行政サービスとまちづくりに施策展開を図るよう努めてください。

次に、特別会計についてです。

国民健康保険特別会計事業勘定については、歳入総額は7億6,300万円で、対前年

度比2, 300万円の減少であり、歳出総額は7億6, 100万円で、対前年度比1, 900万円の減少となり、歳入歳出差引き額は200万円の黒字となっています。収支は、財政調整基金1, 400万円の取崩しを行い、均衡が保たれています。財政調整基金については今後も調整財源として活用されるように努めてください。

国民健康保険特別会計診療施設勘定の歳入総額、歳出総額はともに3, 300万円、対前年度比400万円の減少となりました。均衡の取れた決算額になっていますが、これは収支不足額3, 000万円を一般会計から繰り入れたことによるもので、特別会計としての独立採算にはなっていません。また、当初予算には計上されていない赤字補填助成金が600万円指定管理者に交付をされています。診療所の受診者数は3, 974人で、前年度と比較して22人増加していますが、引き続き受診者数の増加に向け指定管理者としての経営努力を求めるようにお願いします。

次に、介護保険特別会計の歳入総額は6億5, 100万円、対前年度比4, 900万円の増加となり、歳出総額は6億4, 700万円、対前年度比5, 000万円の増加となっています。歳入歳出差引き額は400万円の黒字額であり、単年度収支額は100万円の赤字額となっています。令和5年度は第8期介護保険事業計画の第3年度であり、第8期はほぼ計画どおりに運営されました。今後の保険給付費がどう推移するかを見極めて第9期事業を進めるように努めてください。

後期高齢者医療特別会計の歳入総額、歳出総額はともに1億4, 500万円、対前年度比700万円の増加となり、収支均衡の取れた決算額になっています。被保険者数は前年度と比較して72人増加しています。一般行政において被保険者の健康寿命維持を基本にした施策の充実に努めてください。

下水道事業特別会計の歳入総額は2億3, 400万円、対前年度比1, 100万円の増加となりました。歳出総額は1億7, 100万円、対前年度比5, 200万円の減少となり、実質収支は6, 300万円の黒字となっております。しかし、これは一般会計からの繰入金1億2, 200万円の援助があったもので、特別会計としての独立採算が取れていません。経常的管理経費の大半が一般会計からの繰入金で補填している状況にあります。また、今後さらに老朽施設の更新など維持費の増加が進むと思われます。この状況を認識し、令和6年度からの企業会計への移行の機会に水道使用料金の改定及び経営合理化に向け、検討・努力をしていただきたい。また、今後も水洗化の進め方については、公共下水道整備と合併処理浄化槽整備の費用対効果を検証し、未水洗化区域の整備を進めていただきたい。

次に、健全化判断比率及び資金不足比率についてです。

算定の基礎に用いられている金額が正確であることを確認し、健全化判断比率の審査を行った結果、早期健全化基準から見て問題になる比率はありませんでした。また、資金不足比率についても資金不足は発生していません。

次に、定額資金の運用基金についてです。

資金 60 万円を活用して切手・印紙等の購入・販売を行い、基金を効果的に運用しているとともに、切手類等の保管状況も適正に行われています。

次に、物品についてです。

旧千早小学校に保管されている備品については処分をされ、適正に管理されていました。

以上で監査報告を終わります。

○千福議長 ありがとうございました。

これで諸般の報告は終了します。

~~~~~

○千福議長 日程第 4、村長所信表明を議題とします。

菊井村長。

○菊井村長 村長就任後、初の本会議である令和 6 年第 3 回千早赤阪村議会定例会の開催に当たりまして、村政運営に関する所信を表明する機会を与えていただきまして誠にありがとうございます。

昭和 31 年 9 月 30 日の赤阪村、千早村の合併後、第 8 代の千早赤阪村長に就任し、自然と歴史に恵まれた千早赤阪村政を担うことになりました。昭和から平成、令和へと、それぞれの時代におきまして歴代村長をはじめ村議会議員、村職員、そして何よりも村民の皆様英知を結集して様々な課題を乗り越え、一步ずつ着実に、そして確実に発展してまいりました。ここに改めて村の発展にご尽力を賜りました多くの村民の皆様に深く感謝と敬意を表します。

それでは、私の 1 期 4 年間の村政に関する所信の一端を述べさせていただき、村民並びに議員の皆様のご理解とご協力を賜りたく存じます。

このたび私は、本年 6 月の村長選挙におきまして多くの村民の皆様からご信任を賜り、村長として村政運営を担わせていただくことになりました。皆様から寄せられました期待とその職責の重さに改めて身の引き締まる思いでございます。私は、幼少から村で育ち、20 歳で村役場に奉職し、40 年間にわたり行政に携わってまいりました。この間、健康福祉や人事財政、教育、産業建設など様々な業務を経験し、数え切れないほど多くの皆様方にご指導をいただきました。また、PTA や消防団、そして地元青年団活動など地域で

の活動で多くのことを学ばさせていただきました。今後は行政経験と地域活動で培った経験を生かし、あらゆる世代、分野においてきめ細かで千早赤阪村だからこそできる行政サービスに挑戦してまいります。

私が立候補に当たり村民と共につくる安心して暮らせるむらづくりを念頭に、村民の皆様にお約束しました、住んでよかったと思われる5つのむらづくりの基本的な考え方を述べさせていただきます。

まず、1項目としまして、子どもに優しく温かいむらづくりでございます。

本村は、豊かな自然と歴史文化に抱かれた村です。本村こそ子育てには最適な環境であると私は思っております。これまでの子育て施策を継承しながら、さらに踏み込んだ施策を展開し、府内でもっとも子育てに手厚い村を目指し、積極的に取り組んでまいります。

まず、子ども医療費は、18歳までの医療費完全無償化を実施してまいります。さらに、2歳までの紙おむつ購入費用、育児用ミルクなどの購入費用の助成についても実施してまいります。そして、地域子育て支援拠点ひまわりについては、子育て世帯の皆様方のご意見を踏まえ充実を図ってまいりたいと考えております。教育環境につきましては、小学校、中学校とも教育環境の充実と、小規模校だからこそできるきめ細かな教育の質を確保してまいります。また、日常的に英会話に触れる機会を設け、さらなる英語教育の推進を図ってまいります。

2項目としまして、福祉・医療が充実したむらづくりでございます。

本村は、少子・高齢化の進展によりまして、高齢化率は府内でも最も高い状況にあります。これからの人生を心身ともに元気で住み慣れた地域で尊厳ある自立した生活を送ることができるよう、福祉・医療の充実を図ってまいります。まずは、高齢者等の支援策として、ごみ出し支援をはじめ、加齢性難聴の補聴器購入費や、秋から実施する予定の高齢者の新型コロナウイルスワクチン接種費用の一部助成を行ってまいります。また、がんの早期発見、早期治療によりがん死亡者の減少を図るため、現在村が実施しております全てのがん検診の無償化にも取り組んでまいります。さらに、子育て支援と同様、障がい児の紙おむつの費用助成や、带状疱疹予防接種費用の一部助成についても取り組んでまいります。

次に、3項目めとしまして、安全・安心で住みよいむらづくりでございます。

全ての項目に共通した基本的な考え方となりますが、現在村にお住まいの方にはこれからも村に住み続けていたいと思われるような、また村外の方にはこの村にぜひ住んでみたいと思っていただけるようなむらづくりを目指してまいります。そのため、生活する上で必要不可欠なライフラインは整備していかなければならないと考えています。

また、若年夫婦世帯や子育て世帯の移住・定住の促進を図るための施策なども展開し、この村に住んでよかった、安全・安心で生活できると実感していただけるように取り組んでまいります。

持続可能な地域公共交通の構築のため、本村に適した地域公共交通の在り方について検討を進めるとともに、村内の地域公共交通を利用して通学する生徒や学生に対して定期券購入の助成に取り組んでまいります。また、公共交通空白地における通院や日用品などの買物に行くための交通手段の確保策についても、本村に適した手法について調査研究を検討してまいります。

子育て世帯の移住・定住を図るため、新築マイホーム取得費用補助金の拡充を行い、加えて子育て世帯とリフォーム補助の創設に取り組んでまいります。

村道は、路面の舗装整備などを行い、長寿命化を推進してまいります。また、村道の通学路に、安全対策としましてグリーンベルトや照明の設置に取り組んでまいります。

災害に強い村づくりとして、村の防災体制の強化や備蓄品物品の充実を図ることはもとより、各地区のいわゆる自主防災組織に対しましては、いつ発生してもおかしくない南海トラフ地震などの大規模地震に備え、自助・共助の取組を推進するため、地区の状況や特性に見合った支援を行い、あらゆる角度から総合的な防災対策の推進に取り組んでまいります。

小吹台地区には人口の約3分の1の人が住んでおられます。既存のいきいきサロンや小吹台連絡所は老朽化が著しく、耐震性能基準を満たしていないと思われることから、施設整備を行うとともに、防災機能の充実にもつながる仕組みを構築してまいります。

人生100年時代を迎え、より豊かで充実した人生を過ごしていただくため、生涯学習や生涯スポーツへの参加を推挙するとともに、村で活動されている各種団体と協力し、多くの村民皆様が参加できる機会を設けてまいります。

脱炭素に向けた取組として、公用車の電気自動車の導入や公共施設に電気自動車充電器ステーションの設置を検討してまいります。

次に、4項目めとしまして、産業の振興で活気あふれるむらづくりでございます。

本村は、豊かな自然に囲まれていながら、大阪市内まで約1時間でアクセスが可能です。この利点を最大限活用し、産業の振興を図ってまいります。企業の進出は、税収の増加、また村民の皆様の働く場の確保にもつながりますので、積極的に企業誘致を進めてまいります。また、村で起業する方への支援策制度を創設してまいります。

農業の振興につきましては、高齢化や後継者不足に伴い、耕作放棄地が散見されるようになりました。耕作放棄地の解消に向けて、新規就農者や後継者となる人材の支援を行う

とともに、農道水路の整備に対して工事費用を含んだ助成に拡充を図ってまいります。

林業の振興につきましては、森林の境界確認、森林経営の意向確認を順次行い、適切な森林経営を推進するとともに、間伐補助などにより適切な森林管理を促し、災害に強い森づくりに取り組んでまいります。また、大阪河内材の利用促進としまして、大阪府森林組合と連携し千早赤阪村産材を積極的にPRし、木材利用の促進を図ってまいります。

楠公誕生地周辺活性化事業につきましては、土地購入に向けた地籍整備調査委託料、土地鑑定評価業務委託料が令和6年度当初予算に計上されておりますが、この計画については見直しを行います。

道の駅ちはやあかさか売店や駐車場部分の老朽化、また新たな農産物の売場の確保など総合的に勘案し、村にとってどのような整備が必要なのかを検討してまいりたいと考えております。

金剛山周辺地域のにぎわいづくりには大阪府の支援が必要なことから、積極的に連携を図り、金剛山周辺地域の活性化に取り組んでまいります。楠木正成公ゆかりの自治体と連携し、楠木正成生誕の地としての魅力づくりの推進にも取り組んでまいります。

5項目めとしましては、行財政改革で持続可能なむらづくりでございます。

持続可能な村政運営を行うには、やはり国、大阪府、近隣市町との連携はもとより、民間企業との連携により経費を削減し、施策を進めていかなければなりません。私の40年間の行政経験の強みを最大限発揮し、自ら先頭に立って連携強化を図ってまいります。また、急激な人口変動の中、将来にわたって持続的かつ安定的に住民サービスができるよう、大阪府、太子町、河南町及び千早赤阪村で設置しております南河内2町1村未来協議会において、公民連携や事務の共同化、さらなる広域連携など様々な方策の研究・検討を進めてまいります。南河内地域のさらなる発展、成長のため、望ましい基礎自治体の在り方につきまして引き続き議論を深めてまいりたいと考えております。さらに、社会福祉協議会や村の各種関係団体とも連携し、福祉施策なども推進してまいります。

村民の皆様の利便性を向上させ、また村役場の業務効率化を図るため、デジタルの推進として住民票、印鑑証明などがコンビニエンスストアで交付できるよう取り組んでまいります。また、書かなくてもよい窓口の体制整備や電子申請の拡充を図ってまいります。

ふるさと納税増収のため、SNSを活用した村のPRを積極的に行うとともに、地場産品の返礼品を増やすため生産者の方々の支援も行なってまいります。

私の給与、退職手当の減額につきましては、特別職等報酬審議会の答申を受けて行なってまいります。

村は、従前より村税などの自主財源は乏しく、地方交付税や国府支出金など依存財源に

頼らざるを得ない状況が続いております。そのような中、喫緊の課題に的確に対応し、選択と集中により限られた財源を有効活用し、持続可能な行政運営に取り組んでまいります。

これらの政策を推進するためには、私一人では何もできません。職員の皆様の協力を得て初めてなし得るものだと思っております。そのためには、働きがいのある風通しのよい職場づくりを行うことが必要不可欠であると考えております。

私は、職員に向けた就任時の挨拶の中で、職員から村長に肩書が変わりますが、何か気になることや苦言などあれば遠慮なく言っていただきたい、フラットな関係でコミュニケーションを図ってまいりたい、約140人の職員の皆様は千早赤阪村政を担っていただけるよきパートナーであり、皆さんと意思をしっかりと共有しながら私も謙虚に誠心誠意頑張る決意であると述べさせていただきました。私は常に村民目線で、村民の声に耳を傾けてまいります。私が今この場所にいるのも多くの方に支えられてのことだと今回の選挙でも改めて実感した次第でございます。この村で育ち、そしてこの村で老いても、誰もが安心して住み続けることができる村を目指して頑張っている所存でございます。どうか村民の皆様、議員の皆様にもご理解をいただき、真っ当な村づくりにお力添えを賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○千福議長 ここで休憩を行います。

11時から再開しますので、よろしくお願いいたします。

午前10時46分 休憩

午前11時00分 再開

○千福議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○千福議長 日程第5、代表質問を行います。

それでは、順番に各会派の代表者の発言を許可します。

第1番目の質問者、井上議員、質問を許可します。

○井上議員 議長通告に基づき、代表質問をさせていただきます。議席番号2番、公明党井上浩一です。

まず最初に、生活する上で必要不可欠なライフライン整備との表記がございますが、自治体の責務としては当たり前のことと考えておりますが、村長として何か特別の思い入れや考えがあるのか伺いたいと思います。

2点目につきまして、小吹台地区の施設整備についてでございます。小吹台地区の施設

整備について、防災機能の充実にという言葉を表せておられますが、現状でこれから多分いろいろなご意見を聞いていろいろ考えられると思うんですけど、現状でのお考えを伺いたと思います。

続きまして、楠公誕生地周辺活性化事業についてでございます。楠公誕生地周辺活性化事業については見直しということで表現をされておられますが、再検討されるに当たりどのような段取りで行われていくのか、現段階の村長のお考えを伺いたと思います。また、具体的な目指すものというのがありましたら伺いたと思います。

続きまして、国、府等との連携についてでございます。国や府、近隣自治体との連携、民間企業との連携強化により、経費削減や持続可能な村政運営を行うということをおっしゃっておられますが、その考えの一端でも伺えないでしょうか、よろしくお願いいたします。

最後に、50年、100年後の村のビジョンは村長としてお持ちでしょうか。村長の考えの中に、50年、100年後に村がどういう形であるのか、目指すものやイメージがございましたらお伺いたしたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○千福議長 答弁者、菊井村長。

○菊井村長 それでは、公明党さんの代表質問につきましてご答弁申し上げます。

まず、必要不可欠なライフラインの整備についてですが、生活に必要なインフラ施設の整備につきましては当然村が担うべき責務であると認識しております。決意を新たにですね、スピード感を持って着実に進めていきたいという思いを表したものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、小吹台地区の施設整備についてでございますが、今後発生が予想される南海トラフ地震や大規模な災害に備え、施設整備を行う際には避難所としても使えるような機能も備えることが必要やということで考えておりますので、検討させてまいりたいと考えております。

次に、楠公誕生地周辺活性化事業につきましてですが、楠木正成公生誕の地としての魅力づくりを進めながらですね、道の駅を中心としました産業の振興を図るため、今あるストックの利用方法について関係者のご意見を聞きながら検討を進めたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、国、府との連携ですが、人口減少、少子・高齢化が進む中、将来にわたって持続的かつ安定的な住民サービスが提供できるよう、現在南河内2町1村未来協議会において、公民連携や事務の共同化、さらなる広域連携など様々な方策の検討を、研究・検討を

進めております。これらの取組によりまして、事務の効率化、経費の削減を図るとともにですね、国の交付金などを可能な限り活用できるよう、私自ら先頭に立って取り組んでまいりたいと考えております。

次に、50年後、100年後の村のビジョンについてですが、本村は消滅可能性自治体の一つとして挙げられておりますが、私の公約として、村民とともにつくる安心して暮らせるむらづくりを掲げており、いつの時代にあっても誰もが安心して住み続けることができるような村を目指し、一步一步着実に実行し、基盤づくりを進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○千福議長 第2番目の質問者、徳丸議員、質問を許可します。

○徳丸議員 議席番号4番、日本共産党徳丸初美。議長通告に基づき、代表質問を行います。

1番目、村長の将来ビジョンは。

菊井村長の所信表明で子どもに優しいむらづくりなど5つの項目を挙げられているが、今までの施策の拡充などが多く見受けられる。新村長として何か大きなビジョンがないのか、ほかの市町と同じことをしていても人口の減少に歯止めが利かないのではないのか。例えば、日本一の子育てしやすい村など、住民にとっても将来に希望が持てる分かりやすい大きなビジョンを打ち出せないのか伺う。

2つ目、合併についての考えです。

多くの住民は合併を望んでいません。以前に2回の合併協議をしていますが、いずれも破綻している。前村長は、現段階での合併はないと言っていました。菊井村長は合併についてどう考えているのか伺います。

3番目、楠公誕生地周辺活性化事業について。

村長は、所信表明で楠公誕生地周辺活性化事業については見直すと明言されましたが、その判断に至った経緯は。また、地域住民の意見を十分に聞いていただいた上での判断なのかを併せて伺います。

最後に、4番目、施策の優先順位は。

村長は、所信表明で子どもに優しいむらづくりなど5つの項目を挙げ、項目ごとに施策を掲げているが、施策実行に向けて優先順位はつけられておるのか。また、村長が最も優先順位の高いものは何だと考えているのか伺います。

以上、よろしくお願いします。

○千福議長 答弁者、菊井村長。

○菊井村長 日本共産党の代表質問につきましてご答弁申し上げます。

まず、村長の将来ビジョンについてですが、所信表明に記載させていただきました5つの基本的な項目が私の村づくりのビジョンだと考えております。一つ一つを着実に実行していくことが、より村民とともにつくる安心して暮らせるむらづくりを進めてまいりたいと思っております。

次に、合併についてですが、今すぐ合併ということは考えておりませんが、将来にわたりまして持続的かつ安定的に住民サービスを提供できるよう、南河内2町1村未来協議会において様々な方策の研究、検討を進めております。将来的な選択肢の一つとして合併についても議論を深めていくことは必要だと考えております。

次に、楠公誕生地周辺活性化事業につきましては、事業を進めるに当たり基本的な計画がない中、事業手法や用地取得など様々な課題の整理が必要であり、大規模開発は難しいと判断し、見直すことといたしました。

次に、施策の優先順位ですが、公約に挙げている35項目や既存の事業について現在事業内容や財源、今後の対応について各担当課に指示し、鋭意整理を行っている状況でございます。整理ができた段階で判断したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○千福議長 第3番目の質問者、吉田議員、質問を許可します。

○吉田議員 議長通告に伴い質問させていただきます。議席番号5番、吉田昭之です。自民党無所属の会を代表させていただき、質問させていただきます。

まず初めに、村長ご就任おめでとうございます。私も村長も初めての定例会でございます。村長をはじめ、執行機関の皆さん、議員の皆さん、よろしくお願いいたします。

私は、このたび選挙で多くの村民の皆様の声を耳にしてきました。その声をぜひ議会に届け、村政により多く反映していこうと、ご提案していこうと思います。また、先ほど村長の所信表明をお聞かせいただき、村民目線で村民の声に耳を傾けというフレーズがありましたが、まさに私と同じ気持ちでございます。お互い立場は違いますけれども、村をよくしたいという気持ちは変わりはないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、3問の質問をさせていただきます。

まず、5つの村づくりの実現に向けて。

村長は5つの村づくりの実現に向けて、まずどの分野を中心に実行されていくおつもりでしょうか。村長の思いを聞かせていただきたいと思います。また、初登庁の新聞記事によりますと、いきいきサロンやまゆりの老朽化に伴う再整備、企業誘致、移住を促す取組

の3点を挙げられていますが、所信表明ではこのほかにも多くの施策を述べられています。まず、村長は何から着手しようと思っておられるのでしょうか。また、その実現に向けてですが、本村の財政運営は税収入の自主財源も乏しく、地方交付税の依存財源に頼っている状況です。どのように創意工夫されるのかをお伺いしたいと思います。

2問目、風通しのよい職場づくりとは。

村役場では多くの職員が退職し、それに伴い毎年多くの職員が採用されています。これは、私も聞いた話であります。ほかの自治体でも同じような状況であり、本村だけの問題ではないということは私たちは重々承知していますが、村民の皆様は、役場内に何か問題があるのではないかとと思われる方も少なくありません。また、ほかの会派でも幾度となく一般質問されたと思います。村長は就任直後から風通しのよい職場づくりと発言されていますが、村長は今、役場職員に何が起っていて風通しがよくないと判断されているのでしょうか。ご自身の率直な意見とこれからの対策についてお伺いいたします。

最後に楠公誕生地周辺活性化事業の見直しについて。

令和4年6月、総務民生常任委員会で組織改革に関する質疑の中で前副村長は、村政戦略部戦略推進課の設置する理由として、通常業務から切り分け、公約実現に向け新たな取組を中心に考えている課を設置すると言われておりますが、担当は企業誘致に関することや観光戦略に関する事など、議会で説明を受けたとお聞きしています。新たな取組を中心に考える課を設置した結果、新事業として令和5年に楠木誕生地周辺活性化事業の構想が生まれ、そして令和6年当初予算でこの事業の事業費は議会で承認されております。しかし、菊井村長はこの所信表明でこの事業を見直すとはっきり述べられています。この事業は、確かに前村長が率先して進めてきた事業であります。今年度は既に5か月経過しております。既に村政戦略部長をはじめ、担当課、関係部課は自課の事業に着手していたのではないのでしょうか。菊井村長は担当部長と協議した結果、どのような決断を下されたのでしょうか。そもそも、この事業の議会への説明はほとんどなく、不明点が多々あると感じております。既に着手している事業を見直しともなれば村長にとって大きな決断と思われると思います。改めてこの事業の経緯と進捗状況、見直しする決断に至った村長の思いについてお伺いします。

以上、3点でございます。村長、答弁のほうよろしくお願ひいたします。

○千福議長 答弁者、菊井村長。

○菊井村長 それでは、自民党無所属の会の代表質問につきましてご答弁申し上げます。

まず、5つの村づくりの実現に向けてについてですが、公約に掲げている5つの基本的な項目についてはどれもが重要な分野だと考えております。公約に掲げている35項目や

既存事業について、その実現に向けまして現在事業内容や様々な補助制度の活用などによる財源の確保、そして今後の対応などにつきまして、各担当課へ指示し、鋭意整理を行っているところでございます。事業の実施に当たりましては村議会のご意見もいただきながら慎重に検討していく必要があると考えております。

次に、「風通しのよい職場づくりとは」についてでございますが、役場職員の年齢構成がいびつになっており、職員間のコミュニケーションが十分図ることが難しくなり、若手職員はですね、自分の意見を主張しにくく、幹部職員は部下への接し方にも戸惑っていたのではないかと感じております。まずは、幹部職員が率先して職員とのコミュニケーションを図り、役職や立場によって発言を制限されることなく職員間で気軽に意見を言える職場環境となるよう努めてまいりたいと思っております。また、課長級以上で構成します幹部会を復活しまして、幹部職員の情報共有を図り、各課の連携に努めてまいりたいと考えております。

次に、楠公誕生地周辺活性化事業の見直しについてですが、本事業は村の第5次総合計画における歴史観光拠点の整備を目的に前村長が率先してやった事業として令和4年度にコンセプト案を作成し、担当部内で施設整備に向け事業を進められていたところではございますが、私自身、村長に就任後、やはり多額の費用を要することや、コンセプト案だけで事業を進めることに疑問を感じ、庁内の議論を踏まえ見直しを決断いたしました。今後においては道の駅ちはやあかさかの老朽化も進んでいる中、まずは道の駅を中心に、今あるストックの利用方法について関係者のご意見も聞きながら検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○千福議長 第4番目の質問者、服部議員、質問を許可します。

○服部議員 議席番号3番、服部会服部幸令。議長通告に基づき、代表質問をさせていただきます。

まず、本村の将来像について伺います。

菊井村長が所信表明で言われたとおり、目先のことももちろん大切であり、住民が今現在望んでいる施策を実施することは重要です。しかしながら、村長というか首長たる方は、10年後、20年後のことを考えて自らが進もうとする方向性や指針を示すことが最も大事な責務ではないでしょうか。例えば、河内長野市の西野市長は、町を商品化して稼ぐ力を持つ、そのために来年度から成長戦略局などの4つの局を新設する方針を初登庁の日に幹部職員を集めて市長訓示として示されています。自治体の規模や課題が違うことから単純に比較はできませんが、菊井村長は選挙戦を経て南本前村長から政権を奪取された

ことから、自分自身の長期戦略を示す責任があるのではないのでしょうか。さきの井上議員からの50年、100年先の村の姿について、目指すところのイメージについて、また徳丸議員からの将来に期待が持てる分かりやすい大きなビジョンを示すことはできないのかとの質問と重複するかもしれませんが、10年後、20年後のことを考えた自らが進もうとする方向性や指針について、村長としての見解を改めてお聞かせいただきたい。また、菊井村長が就任してからはや2か月が経過しようとしています、村長としての方針の徹底はされているのか、具体的な日時や内容も示しながらお聞かせいただきたい。

次に、各支援策の財源についてお伺いします。

思い起こせば、4年前の前村長の所信表明に対する質疑の中で、他会派が、所信表明には支援策ばかりがずらりと並んでいるが、財源についての言及は見られない。財源なきばらまき政策など実施すれば、ただでさえ財政が危惧されている本村の寿命はさらに縮まることになる。各支援策の財源について一体どのようにお考えなのかという文言を会議録の中で見ました。先ほど聞いた菊井村長の所信表明でも様々な支援策が挙げられておりますが、財源についての言及はありませんでした。そこで、様々な支援策に必要な全ての財源をどのように確保するおつもりなのか、具体的な根拠も示しながらお聞かせいただきたい。

次に、府との関係についてお伺いします。

所信表明の中で菊井村長は、府と連携してと言われておりますが、今役場を見てみると、府から派遣されていた副村長、産業建設部長は欠員、さらには教育長も不在のままであり、今後どうなるかについても現時点で何も示されておられません。このような状態のままで村民と共につくる安心して暮らせるむらづくりを全うできるのか大いに疑問があります。そこで、現在の府との関係は一体どのような状況にあるのか、また村長就任以降の2か月弱の間、府との関係についてどのような調整等をされたのか、具体的な日時や内容を示しつつお聞かせいただきたい。

次に、村長給与及び退職手当の減額についてお伺いします。

所信表明に掲げられた5つのむらづくりの項目の最後で、自身の給与、退職手当の減額は特別職報酬等審議会の答申を受けて行くとされています。前村長も給与については同審議会に諮り、その結果引下げの必要はないとの答申があったので、その結果給与の減額は行われませんでした。それからそんなに時間がたっておらず、そのときとは違う結論が出ると思えないのに、わざわざ村のお金を使って審議会を開催する必要がある見えません。また、退職金については審議会で諮るべきものではなく、前村長と同じように条例改正しなければ減額できないと思われるが、今日時点でこのような条例案は上程されておられませ

ん。こうしてみると、菊井村長には経費削減の一環という趣旨で本気で給与等を減額するつもりはないとしか思えませんが、この点について村長の見解をお伺いします。

最後に、真っ当な村づくりについてお伺いします。

所信表明の最後に、真っ当な村づくりとの文言がありますが、真っ当とは、まともな様、真面目な様を意味する言葉です。菊井村長は、選挙のときから殊さらこの言葉を強調されておりましたが、これは前村長や歴代村長が真っ当な村づくりをしてこなかったということの意味するのでしょうか。だとすれば、どのようなところが真っ当ではなかったのか具体的にお示しいただきたい。また、菊井村長は村の職員として40年間在職され、前村長時代には産業建設部長という職に就いておられましたが、前村長が真っ当な村づくりをしてこなかったことだとすれば、部長としてそれを是正するためどのようなことをされてきたのでしょうか。これまで真っ当な村づくりができてこなかった理由について菊井村長の見解をお伺いします。

以上、ご答弁よろしくお願いいたします。

○千福議長 答弁者、菊井村長。

○菊井村長 それでは、服部会さんの代表質問につきましてご答弁申し上げます。

まず、本村の将来像についてですが、10年後、20年後を見据えた村づくりを行うことは重要であると認識しております。そのためにも、まずは目先の一步を確実に実行していき、その積み重ねが10年後、20年後につながっていくものと考えております。また、公約の実現に向けては、7月16日の村長就任日に課長以上の幹部職員を集めて、私の5つのむらづくりの公約について、夢物語ではなく村民目線で地に足がついた村政運営を行っていきたい、職員の皆様は村政を担っていただけるよきパートナー、皆さんとの思いをしっかりと共有しながら進めていききたいと訓示を行いました。また、個別の施策については、各課から各事業のヒアリングを受ける中、公約の実現に向けて指示を行うとともに、35項目の公約や既存事業について日々幹部職員と協議を重ねておる状況でございます。

次に、各支援策の財源についてですが、所信表明は、選挙公約を基本に4年間の任期中に進めていきたい私の考えの思いを記載したものでございます。そして、これらの施策を実現していくためには、施策の必要性や財源の確保、そして実施体制など、村議会のご意見もお聞きしながら慎重に検討していく必要があると考えております。

次に、府との関係についてですが、村長が替わったからといって何か特別に変化があったということではありません。今後も引き続き大阪府と連携を図りながら村政運営を進めてまいります。

次に、給与、退職手当の減額についてですが、8月9日の臨時会において、特別職報酬等審議会に係る経費については全会一致で可決いただいたところでございます。また、議員各位には私の給与、退職手当の減額について別途説明をさせていただいておりますが、再度私の考えを述べさせていただきます。

特別職報酬等審議会につきましては、現在の村長等の給与水準について、社会情勢等を踏まえ適正かどうかを審議していただくものです。私としましては、4年ごとの任期当初に諮問が必要だと考えており、今回諮問をするものでございます。そして、答申の内容を踏まえ、公約どおり給与及び退職手当の減額に関する条例を提案させていただく予定です。

次に、真っ当な村づくり等についてでございますが、前村長や元村長が真っ当な村づくりをしていなかったとの見解を述べさせていただいたものではありません。真っ当とは、いいかげんなところがなくきちんとしている様ということであり、私は村職員としまして40年間、別に特段優秀な職員ではありませんでしたが、常にその意識を持って業務に取り組んでまいりました。これからも同じ気持ちで真っ当な村政運営を行っていく所存でございます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○千福議長 第5番目の質問者、田村議員、質問を許可します。

○田村議員 議席番号6番、田村陽でございます。平政会を代表いたしまして、4点ご質問させていただきます。

5番目ということで、大略ですね、重複があるかと思いますが、ぜひともご答弁よろしくお願いしたいと思います。

まず最初に、府内で最も子育てに手厚い村についてお伺いいたします。

所信表明中に、府内で最も子育てに手厚い村との言葉が登場いたします。こちらは、子育て世代に対する菊井村長の思いが詰まった言葉だと思います。しかし、村の財政は決して潤沢とは言えません。子育てに手厚くしたくとも財政的な制約がございます。そのような中で、菊井村長が目指す府内で最も子育てに手厚い村とはどういう村なのか、菊井村長の思いをお聞かせください。

続きまして、働きがいのある風通しのよい職場づくりについてお伺いいたします。

菊井村長も痛いほどご存じかと思いますが、職員の退職は村役場にとって非常に大きな課題となっております。全体では八十数名の職員数に対して昨年度は実に11人が退職しており、とりわけこれから村の将来を背負っていくことが期待される若手職員の退職が非常に多いと感じておるところでございます。退職を防ぐためには賃上げが重要ではありません

すが、村の財政的には大幅な賃上げというものは望みにくいと思われまゝす。我々平政会といたしましてもかねてから退職者の増加は問題視しておりましたが、いまだ解決には至っておりません。同じような問題意識から菊井村長も今回働きがいのある風通しのよい職場づくりを表明されたのだと思いますが、菊井村長は今の村役場の職場環境にどのような問題があり、どのように改善していくべきと考えておられるのかお伺いいたします。

第3に、財政運営についてお伺いいたします。

今回、菊井村長は様々な支援策を表明しておられます。しかし、本村の脆弱な財政基盤を考えると、率直に申し上げて支援策の裏づけとなる財源に一抹の不安を覚えるところでございます。本村の財政運営について菊井村長はどのようにお考えなのかお聞かせいただきたいと思ひます。

最後に、真つ当な村づくりについてお聞きいたします。

選挙戦の最中から度々菊井村長は、真つ当な村政、真つ当な村づくりという言葉をお口にしておられました。率直に申し上げて我々平政会は、村民の皆さんの暮らしがよくなるお手伝いをしたいと思っております。しかしながら、子どもたちには子どもたちの、現役世代には現役世代の、高齢者の方には高齢者の方々の様々な課題が解決に至ることなくそのままになっているというのがこの村政の現状であり、じくじたる思いを抱えておるといひのが正直なところでございます。我々としては、次の4年こそはぜひとも村民の皆さんの様々な課題をきちんと解決していく4年にしたいと思っております。我々にとっての真つ当な村づくりとは、村民の皆さんが抱える課題をしっかりと解決していく村政ですが、菊井村長にとっての真つ当な村づくりとはどのような村政なのでしょう。菊井村長のお考えをお伺いいたします。

以上、ご答弁よろしくお願ひいたします。

○千福議長 答弁者、菊井村長。

○菊井村長 それでは、平政会の代表質問につきましてご答弁申し上げます。

まず、「府内で最も子育てに手厚い村とは」についてですが、村では他市町に先駆けて保育料や給食費の無償化を実施するなど、子育て施策は府内でも高い水準にあります。また、保健師による新生児全戸訪問など、村だからこそできる子育て施策に寄り添ったきめ細かな施策を継承しつつ、明るい未来への投資としまして子ども医療費の助成制度など、子育て施策の充実を図ってまいります。

新たな施策の財源については、補助金などを可能な限り活用するとともに、現在実施している事務事業の検証と見直しを行い、財源の確保に努めてまいります。

次に、働きがいのある風通しのよい職場づくりについてですが、過去に長期間にわたっ

て職員採用を凍結していたことによりまして、職員の年齢構成がいびつになっていることでコミュニケーションを図ることが難しくなっていることや、若手職員に対して日々の業務の中で実践的なスキルなどサポートする体制が十分に行き届いていないことなどが要因であるように思われます。まずは、幹部職員が率先してですね、職員とのコミュニケーションを図り、役職や立場によって発言を制限されることなく、それぞれの職員と率直に向かい合い、意見を言えるような職場環境となるよう努めてまいります。また、組織の見直しを検討する中で、若手職員をサポートできるような体制づくりに努めてまいります。職員は村の大切な財産でもあり、働きやすい職場環境づくりにより、質のよい村民サービスの向上につなげてまいります。

次に、財政運営についてですが、本村の財政運営は、令和5年度決算では財政調整基金を約1億5,000万円積み立てるなど実質単年度収支も黒字を維持しております。しかしながら、主たる自主財源である村税は11.5%しかなく、収入の多くは地方交付税や国、府からの支出金など依存財源に頼らざるを得ない状況であり、財政力指数も0.248と低く、決して楽観視できる状況ではないと認識しております。今後の財政運営につきましては、自主財源の確保に努めるとともに、費用対効果を見極めながら事務事業の見直しなど歳出削減を行い、10年間の収支見通しを勘案しながらさらなる行財政改革を推進することで持続可能な財政運営に努めてまいります。

次に、真っ当な村づくりについてですが、村は従前より様々な課題が山積しております。その課題を一つ一つ解決しながら、村民目線で、住んでよかったと思っていただける5つのむらづくりの実現に向けて、謙虚に誠実に実行することが真っ当な村づくりだと考えております。今後、村民の皆様、議員の皆様、職員の皆様のお力添えを賜りながら真っ当な村政運営を進めてまいりたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げまして以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○千福議長 以上で代表質問は終了します。

~~~~~

○千福議長 日程第6、報告第2号令和5年度健全化判断比率について及び日程第7、報告第3号令和5年度資金不足比率についてを一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 報告第2号及び報告第3号は、令和5年度健全化比率並びに資金不足比率の報告についてでございます。報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりご報告するものでございます。内容につきましては

担当より説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

○千福議長 詳細説明を日谷総務部長。

○日谷総務部長 それでは、報告第2号令和5年度健全化判断比率及び報告第3号令和5年度資金不足比率についてご説明申し上げます。

まず初めに、報告第2号の令和5年度健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、議会への報告と公表が義務づけられております。4指標についてご説明申し上げます。

それぞれの指標におきまして、赤字がない場合または算定されない場合につきましては横バーで表示をいたしております。また、下段括弧内の数字につきましては、早期健全化基準を記載をいたしております。

それでは、それぞれの指標の監査結果を説明いたしますので、A4横資料の2ページの総括表②をご覧ください。

まず、実質赤字比率でございますが、これは一般会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。令和5年度の算定結果はマイナス8.34%となりました。これは、実質収支額が黒字となったことによるものでございます。

次に、連結実質赤字比率でございますが、これは一般会計のほか、特別会計を含む全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率でございます。全会計とも赤字がなく、算定結果は、右下でございますが、マイナス8.60%となりました。実質赤字比率、連結実質赤字比率ともにマイナス算定となりましたので、前のページの総括表①では実質赤字比率と連結実質赤字比率は横バーと表示をいたしております。

次に、A4横資料の3ページの総括表③実質公債費比率でございます。これは、地方債の元利償還金や一部事務組合などが地方債に充てたと認められる部分の負担金などの標準財政規模に対する比率でございます。過去3年間の平均をもって指標とするものでございます。令和5年度単年度の比率といたしまして5.06079%で、表の中段右端にあります令和3年度から令和5年度の3か年平均の算定結果といたしまして7.2%となりました。なお、実質公債費比率が18%以上の場合は起債発行の許可団体となり、25%以上の場合は早期健全化団体となりますが、本村では基準内となっております。

最後のページの総括表④将来負担比率につきましては、将来負担すべき実質的な債務、負債の標準財政規模に対する比率でございます。地方債の残高、公営企業会計の地方債の元金に充てる一般会計からの繰入金の見込額、また退職手当の将来負担見込額などを計算したもので、算定結果としましてはマイナス23.2%となり、1ページの総括表の①の将来負担比率では横バーと記載をいたしております。早期健全化の基準が350%となっ

てございますので、これにつきましても基準内となっております。結果といたしまして、4指標いずれの比率につきましても早期健全化の基準を超えなかったということでございます。

続きまして、報告第3号令和5年度資金不足比率についてご説明申し上げます。

これは、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率でございます。下水道事業特別会計につきましては資金不足が発生しておらず、資金不足率が算定されないことからいずれも横バー表示となっております。

以上、簡単でございますが説明といたします。

○千福議長 これより報告第2号及び報告第3号に対する質疑に入ります。

ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 質疑がないようですので、これで報告第2号及び報告第3号を終結します。

ここで休憩といたします。

13時からの再開といたしますので、よろしくお願いいたします。

午前11時48分 休憩

午後 1時00分 再開

○千福議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○千福議長 日程第8、議案第41号千早赤阪村庁舎建設検討委員会条例廃止についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第41号は、千早赤阪村庁舎建設検討委員会条例廃止についてでございます。

本議案は、条例第4条において委員の任期を庁舎建設が完了したときとしており、令和5年9月29日に新庁舎建設の竣工を迎えたことから本条例を廃止するものでございます。ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○千福議長 お諮りします。

議案第41号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。

よって、議案第４１号は委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終結します。

これより議案第４１号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 日程第９、議案第４２号千早赤阪村国民健康保険条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 それでは、議案第４２号は、千早赤阪村国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、令和６年１２月２日から被保険者証が廃止されることに伴い、関係規定の改正を行うものでございます。ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。よろしく申し上げます。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第４２号は、総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第１０、議案第４３号令和６年度千早赤阪村一般会計補正予算（第６号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第４３号は、令和６年度千早赤阪村一般会計補正予算（第６号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ１億３，４２３万円を追加しまして、予算総額４０億３，０５６万１，０００円とするものでございます。主な内容ではございますが、令和５年度からの純繰越金の２分の１以上を積み立てる財政調整基金積立金、いきいきサロンやまゆりの建て替え検討に伴う支援業務や、子育て世帯紙おむつ等購入費用助成金などを補正するものでございます。ご議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由並びに説明といたします。よろしくお願いいたします。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第４３号は、総務民生常任委員会及び文教建設常任委員会に付託します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○千福議長 日程第１１、議案第４４号令和６年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第４４号は、令和６年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）についてでございます。

本議案は、診療所施設勘定の補正で、歳入歳出それぞれ１，０２７万４，０００円を追加いたしまして、予算総額を３，７４１万３，０００円とするものでございます。内容につきましては、令和５年度分の千早赤阪村国民健康保険診療所運営事業赤字補填に伴う助成金の増額でございます。ご議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由並びに説明といたします。よろしくお願いいたします。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第４４号は、総務民生常任委員会に付託します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○千福議長 日程第１２、議案第４５号令和６年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第４５号は、令和６年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第３号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ３７９万９，０００円を追加いたしまして、予算総額６億



る分に対して何か変更があるのかどうかとか、その辺もし何か分かっていることがあれば教えていただければ。

○千福議長 池西部長。

○池西健康福祉部長 今、ご質問いただきましたけど、私、詳細なことはちょっと把握しておりませんので今この場で答弁することは差し控えさせていただきたいと思います。申し訳ございません。

○千福議長 ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、これにて質疑を終結します。

これより議案第４６号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 これにて討論を終結します。

これより議案第４６号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 日程第１４、議案第４７号大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第４７号は、大阪府広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についてでございます。

本議案は、大阪府広域水道企業団が共同処理する事務に、岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市に係る水道事業の経営に関する事務を追加するとともに、大阪広域水道企業団規約を変更するものでございます。ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。よろしくお願いいたします。

○千福議長 お諮りします。

議案第４７号は、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第４７号は委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、これにて質疑を終結します。

これより議案第４７号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 これにて討論を終結します。

これより議案第４７号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 日程第１５、議案第４８号令和５年度千早赤阪村一般会計歳入歳出決算認定から日程第１９、議案第５２号令和５年度千早赤阪村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの５議案を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 ただいま一括上程されました議案４８号から議案第５２号の５議案は、令和５年度千早赤阪村の一般会計及び特別会計４会計の決算認定をお願いするものでございます。

令和５年度の各会計の歳入歳出決算につきましては、地方自治法第２３３条第２項の規定に基づき、去る８月１日、２日、５日の３日間にわたり決算審査をお願いし、８月５日に意見書の提出をいただきました。その結果につきましては、先ほど監査委員を代表しまして井上議員よりご報告をいただいたとおりでございます。細部につきましては、後ほど別冊の令和５年度決算概要事業報告書で説明をいたしますが、私からは総括的な説明を会計ごとに申し上げます。

まず、議案第４８号は、令和５年度千早赤阪村一般会計歳入歳出決算でございます。歳出決算額は３８億２，２４８万３，２３５円となりました。これらの財源としましては、

村税などの自主財源の確保に努めるとともに、国や府補助金、過疎対策事業債など財政支援制度を最大限に活用しながら財源確保に努めた結果、歳入決算は40億6,387万9,714円となり、歳入歳出差引き2億4,139万6,479円を翌年度へ繰越いたします。決算収支の状況としましては、実質収支では黒字を堅持し、実質単年度収支も黒字となりました。自治体の財政状況を示す4指標に当てはまると、実質赤字比率や連結実質赤字比率は黒字決算のため該当せずに、実質公債費比率は7.2%となり、これは健全な数値であり将来負担率についても前年度と同様マイナスになるなど、本村の財政状況は現時点ではおおむね健全な状況となっております。しかしながら、村税などの自主財源は乏しく、地方交付税や国府支出金などの依存財源に頼らざるを得ない状況が続いており、財政力指数は3か年平均で0.248と低く、決して楽観視できるものではありません。今後、引き続き自主財源の確保や事務事業の見直しなどにより一層の行財政改革に取り組み、持続可能な財政運営に努めてまいります。

次に、議案第49号は、令和5年度千早赤阪村国民健康保険特別会計歳入歳出決算でございます。事業勘定の歳入決算は7億6,302万3,263円、歳出決算額は7億6,112万8,848円、歳入歳出差引き189万4,415円を翌年度へ繰越いたします。施設勘定の歳入歳出決算額はそれぞれ3,299万475円でございます。

次に、議案第50号は、令和5年度千早赤阪村介護保険特別会計歳入歳出決算でございます。歳入決算は6億5,122万9,204円、歳出決算額は6億4,730万7,090円、歳入歳出差引き392万2,114円を翌年度へ繰越いたします。

次に、議案第51号は、令和5年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございます。歳入決算額は1億4,520万4,644円、歳出決算額は1億4,494万552円、歳入歳出差引き26万4,092円を翌年度へ繰越いたします。国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療といった村民の皆様の健康に関わる3つの特別会計については、保険料、国府補助金や法令で定められた財源をもって事業を推進し、おおむね健全運営を遂行できたと考えております。

次に、議案第52号は、令和5年度千早赤阪村下水道特別会計歳入歳出決算でございます。歳入決算は2億3,393万2,411円、歳出決算は1億7,090万7,559円、歳入歳出差引き6,302万4,852円を翌年度へ繰越いたします。

以上、議案第48号から第52号までの5議案、一般会計と特別会計4会計の令和5年度歳入歳出決算認定につきまして一括提案、提案説明を申し上げます。ご認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○千福議長 お諮りします。

議案第４８号から議案第５２号までの５議案については、７人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第４８号から議案第５２号までの５議案については、７人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

お諮りします。

ただいま設置しました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第７条第１項の規定により、千福議員、井上議員、服部議員、徳丸議員、吉田議員、田村議員、藤浦議員の以上の７名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。ただいま指名したとおり選任することに決しました。

ここで暫時休憩とし、決算特別委員会の開催を願い、正副委員長の互選をお願いします。

応接室で開催願います。

午後１時２３分 休憩

午後１時２７分 再開

○千福議長 休憩前に引き続き再開します。

決算特別委員会の正副委員長の互選の結果を事務局長より報告します。

柏原局長。

○柏原議会事務局長 決算特別委員会の委員長は井上議員、副委員長は千福議員です。

以上でございます。

○千福議長 以上のとおり互選されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、決算特別委員会は、令和６年９月１２日の午前１０時から開会しますのでよろしくをお願いします。

どうも皆さんお疲れさまでした。

午後１時２８分 散会

令和6年第3回千早赤阪村議会定例会（第2号）

1. 招集年月日

令和6年9月6日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 議事堂

3. 出席議員

1 番 千 福 清 英

5 番 吉 田 昭 之

2 番 井 上 浩 一

6 番 田 村 陽

3 番 服 部 幸 令

7 番 藤 浦 稔

4 番 徳 丸 初 美

4. 欠席議員

な し

5. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村 長 菊 井 佳 宏

教育委員会事務局理事 森 田 洋 文

村政戦略部長 中 野 光 二

農林商工課長 仲 野 隆 之

総 務 部 長 日 谷 順 彦

都市整備課長 下休場 健 司

健康福祉部長 池 西 昌 夫

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 柏 原 美 佳

議会事務局書記 土 井 達 也

7. 議事日程

日程第1 一般質問

午前１０時００分 開議

○千福議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は７名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○千福議長 日程第１、一般質問を行います。

一般質問については時間制で行います。速やかに質問、答弁を行うようにしてください。質問、答弁全て含んで持ち時間は１議員３０分間です。議場内の時計で３０分を経過しますと、私のほうから終了の宣言をさせていただきます。よろしくお願いします。

それでは、順番に発言を許可します。

第１番目の質問者、徳丸議員、１問目の質問を許可します。

○徳丸議員 議席番号４番、日本共産党徳丸初美、議長通告に基づき２問質問します。

１問目、「今後の地域公共交通の在り方は」。

全国的に高齢化が進み、本村でも高齢化率は年々高くなっています。住民にとって地域公共交通は生活の一部になっています。今後ますます高齢化が進み、より細やかな対応が求められています。後期高齢者になり運転免許証を返納となると必要不可欠です。年齢を重ねても外に出て体を動かし人と話をすることで気持ちもリフレッシュし健康寿命にもつながります。地域公共交通は元気で生活する上でなくてはならない交通手段です。金剛バスに代わって運行しているバスは今後も引き続き運行していくのか伺います。

以上、答弁よろしくお願いします。

○千福議長 答弁者、菊井村長。

○菊井村長 それでは、「今後の地域公共交通の在り方」についてご答弁申し上げます。

昨年１２月から４市町村でコミュニティバスを運行している状況であります。そして、現在富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村の地域公共交通活性化協議会によりまして現在公共交通の計画を策定しているような状況でございます。今後、その中で乗降調査等も踏まえながら持続可能な地域公共交通の確保に引き続き努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○千福議長 再質問を許可します。

徳丸議員。

○徳丸議員 地域によってはバス停までかなり距離があるところが少なくありません。今後さらに高齢化が進む中で自宅から役場、病院、買物、図書館などドア・ツー・ドアのよ

うな、より使いやすい乗り物が求められるが、見通しを伺います。

○千福議長 再質問の答弁者、菊井村長。

○菊井村長 再質問につきましてご答弁させていただきます。

村内間のバス等につきましては今後も持続可能な地域公共交通の構築のため本村にはどのような地域公共交通の在り方がいいのかということ千早赤阪村地域公共交通協議会の中で議論を深めながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○千福議長 再質問を許可します。

徳丸議員。

○徳丸議員 要望をお願いします。

大阪で唯一の村である千早赤阪村が年齢を重ねても生き生きと生活できる村としてほかに類を見ない取組をすることでニュースにもなります。住民が気持ちよく生活できれば役場の職員にも伝わり、相互に相乗効果になり、気持ちよく働くことができると思います。思い切った取組をされることを要望して終わります。

○千福議長 2問目の質問を許可します。

徳丸議員。

○徳丸議員 2問目の質問、「若者の移住・定住は」。

日本全国いろいろなところで若者の移住・定住施策の成功例が挙がっています。本村でも本気で取り組まなければならない時期に来ている。成功した自治体は空き家をリノベーションして1週間の体験移住をし、いろいろな体験をすることで地域やその町のよさを知ってもらい、移住につなげている自治体が人口増につながっています。本村でも人口減に歯止めをかけるためにもこの問題に真剣に取り組んでいくべきではないのか、それには役場の中に専門の課を立ち上げ、村内外に本気度を示さなければならないと思うが、村の考えを伺う。

○千福議長 答弁者、菊井村長。

○菊井村長 「若者の移住・定住は」につきましてご答弁申し上げます。

人口減少や少子・高齢化が進む中、持続可能な行政運営を行っていくためにも移住・定住の取組は重要な施策の一つと認識しております。移住・定住につながる施策に今後も引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

そして、専門の課の立ち上げにつきましては、本村の職員の状況を考えますと、現状では困難かなと考えております。

以上でございます。

○千福議長 再質問を許可します。

徳丸議員。

○徳丸議員 再び村に帰り、村で2世帯、3世帯で暮らす人、また村に移住して村内に住む人に補助を出すことで移住・定住を促すことになると思うが、村の考えを伺います。

○千福議長 再質問の答弁者、菊井村長。

○菊井村長 昨日の私の所信表明でも述べさせてもらいましたとおりでございますが、子育て施策の移住・定住を促すためには子育て世帯新築マイホーム取得費用の補助に加えましてリフォーム補助の創設に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○千福議長 再質問を許可します。

徳丸議員。

○徳丸議員 以前に議員で視察に行った奈良県の御杖村では村営住宅がありました。本村でも村営住宅を造ってはどうかと思いますが、村の考えを伺います。

○千福議長 再質問の答弁者、菊井村長。

○菊井村長 現在のところ公営住宅の建設については考えておりません。

以上、ご理解賜りますようよろしくお願いします。

○千福議長 要望をお受けします。

徳丸議員。

○徳丸議員 村営住宅という点ではなかなか難しくハードルも高いと思われますが、成功している市町を調べたり府や国の補助金を利用するなど村だけでやることは難しくても目先の方向を変えることで明暗も出てくると思われます。前向きに検討していただきたいと思います。千早赤阪村は金剛山という大阪一高い山があり、自然が豊かで、空気がきれいなところです。若い人たちが子育てをするには最高の村です。子どもたちの声が村に響く日が一日も早く来るよう要望して終わります。

○千福議長 第2番目の質問者、服部議員、1問目の質問を許可します。

○服部議員 まず、質問の前なんですが、議長、私は4問通告しておりますが、順番を変えさせていただきたく存じます。4番目の質問を1番目に、1番目の質問を2番目に、以下順番を繰り下げたいのですが、ご許可いただけますでしょうか。

○千福議長 分かりました。順番を変更することを許可します。

では、改めて服部議員、1問目の質問を許可します。

○服部議員 議席番号3番、服部会服部幸令、議長通告に基づき4問質問をさせていただきます。

まず1問目、「スズメバチ駆除対策は」について伺います。

先日、令和5年の話ではありますが、地域住民から空き家にスズメバチの巣ができて、その近辺を通行中に身の危険を感じたという話を聞きました。特に気温が上がる夏頃から秋口にかけてスズメバチが出現し活動も活発化するため、他自治体では蜂駆除のための補助制度があるなど様々な対策が講じられていると聞いております。自然豊かな本村においてはこれらの被害が発生する可能性が高く、村民に被害があつてからでは遅いのではないのでしょうか。今後具体的な対策を講じることは考えていないのか、増加する空き家への対応の具体的な内容と併せて伺います。ご答弁よろしく願いいたします。

○千福議長 答弁者、池西健康福祉部長。

○池西健康福祉部長 「スズメバチ駆除対策は」についてご答弁いたします。

村ではスズメバチの巣の駆除相談に対して駆除専門業者を紹介し、土地、家屋の所有者の管理責任において対応していただいているところです。スズメバチは攻撃性も強く、刺された場合、死亡につながる事例もございます。ホームページ等において注意喚起を促しておりますが、記載内容についてさらに充実させてまいります。

また、空き家においても土地、家屋の所有者の管理責任において対応していただくこととなりますので、地区から役場に対し駆除要望等があれば現場確認を行い、土地所有者に対して駆除の勧奨を行ってまいります。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 要望をお願いします。

今年はスズメバチの発生や被害が少ないように聞いております。ただ、気候変動の影響で災害と同じように今後どうなるか予測が難しい事案でもあります。村としても住民に対して注意喚起するなど取組を続けていただくことを要望します。

また、空き家問題は今回のスズメバチ問題だけでなく倒壊、犯罪の誘発、小動物のすみかになるなど多くの問題をはらんでいます。移住・定住などを促進し、空き家の利活用にも取り組んでいただくことも重ねて要望しておきます。よろしく願いいたします。

○千福議長 2問目の質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 2問目として「安全・安心で住みよいむらづくりについて」です。

昨日行われました菊井村長の所信表明の3項目、安全・安心で住みよいむらづくりの中で「いきいきサロンやまゆりと小吹台連絡所を複合施設として整備」とあります。人口減

少や少子・高齢化が進む本村において今後の公共施設の在り方や維持管理は大きな課題の一つとなっています。私自身、小吹台の住民でもあり、以前からやまゆりだけでなく連絡所の改善・改修を望む声が多く聞かれておりますので、この機会にぜひ進めていただきたいと考えております。ただ一方で、ほかにも老朽化が著しい公共施設が数多くある中、いきいきサロンやまゆりを掲げている理由を伺います。ご答弁よろしく願いいたします。

○千福議長 答弁者、菊井村長。

○菊井村長 「安全・安心で住みよいむらづくりについて」 ご答弁申し上げます。

公共施設の整備更新等につきましては村の公共施設管理計画に基づきまして取り組んでおる状況でございます。その中でもいきいきサロンやまゆりは昭和53年に小吹台幼稚園として竣工し、そして平成12年に介護予防施設として改修を行い、現在に至っているような状況でございます。ご存じのように老朽化も激しく、外壁の欠落や、そして雨漏りが発生して耐震基準も満たしてないことから、私の選挙公約にも掲げさせていただきました。今後はこの公約の実現に向けまして議会に対しても情報共有をしながら施設の整備を最優先で進めてまいりたいと思っております。

以上、答弁いたします。よろしく願いします。

○千福議長 再質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 ご答弁ありがとうございました。菊井村長の思いは理解できました。地区からの要望でもありますので、小吹台の整備は進めていただきたく思います。「複合施設として整備」とありますが、全て取り壊して再建するのか、また再建する場所などはもう決めておられるのか伺います。

○千福議長 再質問の答弁者、菊井村長。

○菊井村長 現施設につきましては建設から約46年経過していることから、改修となれば耐震改修費用が高額になることや、古い建物の場合、コンクリート強度により耐震補強ができない場合があることなどから、現在建替えの方向で検討のほうをしております。

また、建築場所につきましては、現在補正予算のほうで計上しております建替え検討支援業務の中で検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○千福議長 再質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 菊井村長の公約の中においてもいきいきサロンやまゆりと小吹台連絡所を複合施設として整備は高額の費用がかかる事業だと思われます。やまゆりと小吹台連絡所を

複合施設として整備を進める中で補助金の活動や財政運営も含めどのように対応されていくのか伺います。

○千福議長 再質問の答弁者、菊井村長。

○菊井村長 新築となれば多額の費用が必要になることは認識しております。今後、事業を進めていく中で村の財政負担が少なくなるよう対象となる補助金などについても併せて調査研究しながら進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 要望をお受けします。

服部議員。

○服部議員 ご答弁にあったように新築すれば多額というよりも億単位の費用が必要になると思われます。特に昨今は建築資材の物価高騰の影響は無視できない事態になっております。他の公共施設の改修・改善、ロープウェイ施設の撤去やバス事業の運営など今後も本村は厳しい財政状況が見込まれております。使用可能な補助金を有効に活用し、村の負担をできる限り減らすことを要望して終わります。

○千福議長 3問目の質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 3問目、「産業の振興で活気あふれるむらづくり」について伺います。

所信表明の4項目めとして産業の振興で活気あふれるむらづくりが上げられています。南本村政におけるにぎわいづくりでは、その人脈を生かした新規の企業誘致や歴史文化を活用した楠公誕生地周辺活性化事業、大阪府と連携し本年5月に設置した千早赤阪村村農と緑の活性化推進会議における施策事業など進行中または着手された具体的な内容が示されていましたが、所信表明では楠公誕生地周辺活性化事業を見直すという以外に具体的な内容は一切示されていませんでした。それでいて項目は同じようなものばかりに見えました。そこで、南本前村長との違いは何か、菊井村長の思いはどういうものなのか、具体的に、かつ分かりやすくお聞かせいただきたい。ご答弁よろしく願いいたします。

○千福議長 答弁者、菊井村長。

○菊井村長 「産業の振興で活気あふれるむらづくり」についてご答弁申し上げます。

産業振興に掲げております各事業につきましては、第5次総合計画に基づきこれまで私自身も担当課長、担当部長として取り組んできたところであり、継続していく必要があると考えていることから、引き続き効果検証を行いながら事業のほうを進めてまいりたいと考えております。

なお、楠公誕生地周辺活性化事業につきましては、様々な課題の整理が必要であり、見

直すということを判断いたしました。

以上、答弁といたします。よろしくお願いします。

○千福議長 再質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 ご答弁ありがとうございました。「産業振興に掲げている各事業は第5次総合計画に基づき」と言われましたが、選挙時の公約で配布されていたチラシに書かれている事業とは違うのでしょうか。私がお伺いしたいのは前村長時代の施策との違いであり、それを具体的かつ分かりやすくということなのですが、今の答弁を聞いている限りでは具体的な説明があったとは思えないと思います。もう一度改めてお伺いしますが、前村長時代の施策との違いは何かを具体的に示していただきたい、違いがないのであれば、はっきりそうお答えいただきたいと思います。加えて、楠公誕生地周辺活性化事業の様々な課題についても具体的にお示しいただきたい。ご答弁よろしくお願いいたします。

○千福議長 再質問の答弁者、菊井村長。

○菊井村長 先ほどご答弁させてもらったとおり、産業振興に上げております各事業については第5次総合計画に基づき引き続き効果検証を行いながら事業を進めてまいります。

そして、楠公誕生地周辺活性化事業につきましては、先日の代表質問等でも答弁させてもらったとおり、事業を進めるに当たり、基本的な計画がない中、事業手法や用地取得の整理が必要であり、大規模な開発は難しいと判断し、見直すことといたしました。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 ご答弁いただきましたけども、質問の答えになっていないのではないのでしょうか。前村長時代の施策とは違うのか変わらないのか、どちらなのか、明確に答えていただきたいと思います。

また、基本的な計画はないとの答弁でしたが、今まで何もしていなかったということでよろしいのか、ご答弁よろしくお願いいたします。

○千福議長 再質問の答弁者、菊井村長。

○菊井村長 楠公誕生地周辺活性化事業については多額の費用を要することや基本的な計画がなくコンセプト案だけで事業を進めるということに疑問を感じまして庁内で様々な議論をさせてもらった結果、事業を見直すことにいたしました。その辺が前村長時代の施策との違いということでございます。

以上、答弁といたします。

○千福議長 要望をお受けします。

服部議員。

○服部議員 事業を見直すとのこと答弁でしたが、具体性に欠けるので、進めるか中止するか、今後途中経過を議員側にもお示しくださるようお願いいたします。

また、私自身の言葉足らずがあったかもしれませんが、できる限り質問に対しては明確にご答弁いただき、繰り返しが起こらないことを要望しておきます。特に今議会からYouTubeによるライブ配信、録画によって不特定多数の方が視聴する機会が増えていきます。きちんとした討論をお見せするのが議会のあるべき姿だと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○千福議長 4問目の質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 4問目、「桐山地区における農道整備事業の今後の見通し」について伺います。

今年の6月議会の一般質問において当時の産業建設部長が構想設計業務について令和5年度より繰り越したが、5月15日に完了検査を行い業務を終了した。今後その結果を踏まえ、今年度予算で措置いただいた実施設計の実施に向け手続を進めると答弁されております。7月16日から菊井村長が就任されましたが、本農道整備事業について所信表明でも何ら触れられておらず、さきの答弁どおり引き続き進められていくのか、今後の見通しについてお伺いします。

○千福議長 答弁者、菊井村長。

○菊井村長 それでは、桐山地区におけます「農道整備事業の今後の見通しは」につきましてご答弁申し上げます。

桐山地区の農道整備につきましては、今年度予算に実施設計を計上し、6月議会において手続を進めると答弁しておりますが、今年度で将来の農地利用の姿を明確にする地域計画策定に伴う地区の座談会がありまして、その中で圃場整備が必要ではないかというような一部のご意見が出されました。そして、先般、大阪府の文化財課の現地調査の結果、桐山遺跡に係る文化財の試掘調査が必要になるなど新たな課題が判明したことから、農道整備につきましては総合的に判断してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 新たな課題が判明したということから地区座談会の意見はいつ出されたの

か、また文化財の試掘調査が必要だとの課題が判明した時期はいつ頃なのか伺います。

○千福議長 再質問の答弁者、仲野農林商工課長。

○仲野農林商工課長 答弁させていただきます。

6月21日に桐山地区座談会で意見のほうが出されました。また、8月21日に大阪府文化財の試掘調査が必要との課題が判明いたしました。

以上、答弁とさせていただきます。

○千福議長 再質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 新たな課題は既に判明しているのであれば継続するかどうかの判断はすぐにはできないのではないのでしょうか。村長に改めてお伺いしますが、桐山地区の農道整備事業は継続するのかわからないのか、さきの答弁の「総合的に判断して」の文言では分かりかねるところがあります。万一答えられないのであれば、その理由をお示しいただきたいと思います。

○千福議長 再質問の答弁者、菊井村長。

○菊井村長 先ほど答弁させてもらったとおり、地区のご意見でもそういった声も聞いておる、そして文化財調査の試掘調査も費用がかかるということに関しまして簡単に解決できるものではないと考えております。そういった課題を丁寧に整理しながら、そして地域計画の策定に併せて事業の継続の有無についても判断し、総合的に判断させてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○千福議長 要望をお受けします。

服部議員。

○服部議員 事業継続の有無との答弁でしたので、これから中止の可能性もあると理解しました。ただ、農道整備事業は地区の要望だと聞いておりますし、菊井村長が部長時代に進めていた事業でもあります。菊井村長は常に村民目線で村民の声に耳を傾けてまいっておっしゃっていただいているので、地区の方々に丁寧な説明をされ、要望を聞きながら事業の有無を判断し、双方にとってよい結果となるよう努めていただきたいと思います。

そして、昨日の代表質問、一般質問の3問目、4問目と菊井村政が進めようとしている施策の具体的な内容を質問させていただきましたが、いずれの答弁も見直すなど、まだ就任間近ということもあるかもしれませんが具体性に欠け、正直拍子抜けというかがっかりしている思いです。副村長や教育長、産業建設部長についても今後の見通しは不透明で、選挙が終わってからもう既に2か月余りが過ぎようとしております。そして、所信表明が

出されたのも2週間前であり、具体性というか新村長としての熱意が感じられなかったです。さらには就任時に明確になっていたさきにも述べたような副村長不在などの課題について何がしかの検討、調整なども行わず場当たりの答弁で済ませるなど無責任ではないかと思われます。そういうやり方が村長の言う真っ当に当たるのでしょうか。人口減少、少子・高齢化の進展が待ったなしの現状においてこの2か月間の停滞はこの村にとっては致命的になりかねないと思われます。一刻も早く本当の意味での村民目線に立った真っ当な村政運営を進めていただくよう強く要望させていただき、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○千福議長 第3番目の質問者、藤浦議員、1問目の質問を許可します。

○藤浦議員 それでは、議席番号7番、平政会派藤浦稔です。議長通告に基づき質問させていただきます。

まずは「高齢者のごみ出し支援について」ですが、昨年の9月議会において高齢世帯などごみ集積場所までごみを持ち出すのが困難な世帯が多くなっている状況であり、何らかの早急な対策が必要となっている。村は今後どのように取り組んでいくのかなどの一般質問を行いました。そのときの答弁は、困難な問題と認識している。次に、問題に解決に向けほかの自治体の取組についても調査検討すると情が籠もっていない素っ気ない答弁でありました。その後の調査結果など何も報告がないまま南本前村長は退任されました。新たに就任された菊井村長のマニフェストでは高齢者などのごみ出し支援を掲げてあるが、絵に描いた餅ではなく本気で取り組む予定なのかを伺います。

○千福議長 答弁者、池西部長。

○池西健康福祉部長 「高齢者のごみ出し支援について」 ご答弁いたします。

大阪府内でも高齢化率が高い本村においてはごみ集積場所までごみの持ち出しが困難な高齢者への対策は喫緊の課題であると認識しており、ごみ回収の仕組みなど具体的な手法を検討している段階です。令和7年度当初予算に必要経費を計上し、村として支援してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○千福議長 再質問を許可します。

藤浦議員。

○藤浦議員 答弁ありがとうございます。ただいまの答弁で来年度予算に必要経費を計上し村として支援していただけるということなんですが、具体的にどのような支援策を考えているのかを伺います。

○千福議長 再質問の答弁者、池西部長。

○池西健康福祉部長 村内の道路は各道路において状況が異なり、玄関先まで大型のパッカー車などが進入できないご家庭もあることから小型貨物車などにより玄関先まで戸別に収集させていただきたいと考えております。この戸別収集制度の対象者は村内の高齢者を一律に対象とするものではなく、自ら集積場所までごみを持ち出すことが困難な高齢者や障害のある方を対象に事前登録制で考えております。詳細については先進自治体の制度なども参考に村民の方がご利用しやすい制度の構築に努めてまいります。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

藤浦議員。

○藤浦議員 要望をお願いします。

高齢者が多い本村にとって今後ますますごみ出しが困難な方が増えていく中でお年寄りの気持ちに寄り添って少しでも安心して村で暮らし続けていける制度を構築していただくことを要望して終わります。

○千福議長 2問目の質問を許可します。

藤浦議員。

○藤浦議員 「国民健康保険診療所の今後の指定管理指定について」ですが、国民健康保険診療所の指定管理者は公益社団法人の地域医療振興協会で指定管理期間は令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間であります。通常、指定管理期間は5年でありましたが、今後の診療所の在り方の検討するため2年間に短縮されました。中でも千早診療所は一時閉鎖されましたが、その後は通常に開院しておられます。南本前村長は診療所や千早診療所の運営や在り方をどのようにしたかったのか、また菊井村長のマニフェストには診療所に関することは掲げておられなかったが、検討内容と検討結果を踏まえて村長としてはどのように考えておられるのかお聞きします。

○千福議長 答弁者、菊井村長。

○菊井村長 それでは、「国民健康保険診療所の今後の指定管理について」ご答弁申し上げます。

国民健康保険診療所は、村内における唯一の公的医療機関として村の1次医療を担ってまいりました。これまでの受診状況から村診療所、千早診療所とも高齢者の身近なかかりつけ医として、またそして健康診査や予防接種のできる医療機関としての役割を果たしております。特に新型コロナウイルス感染症が拡大した際には村内に公的医療機関がある重要性を再認識したような状況でございます。そのようなことから、村の実情に合わせて住民の皆様が安心して医療を受けていただくためにも国民健康保険診療所は今後も存続していく必要

があると考えております。

以上、答弁いたします。

○千福議長 再質問を許可します。

藤浦議員。

○藤浦議員 ご答弁ありがとうございます。

それでは、再質問ですが、国民健康保険診療所は存続するという村長の答弁でありました。私としてもできる限り継続していただきたいと思いますと思っておりますが、千早診療所の老朽化についてはどのように考えているのかお聞かせください。

○千福議長 再質問の答弁者、菊井村長。

○菊井村長 千早診療所につきましては、建物全体の老朽化が進んでおりますが、当面は必要に応じて修繕を行いながら診療所の運営をしてまいりたいと考えております。しかしながら、受診者数や千早地区の人口減少などを考えますと新しい施設の建て替えは難しいことから、訪問診療や送迎などの代替案などあらゆる方法を視野に入れて引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○千福議長 再質問を許可します。

藤浦議員。

○藤浦議員 要望をお願いします。

ただいま村長より当面は継続しながら今後も引き続き検討していくとの答弁でありましたが、千早診療所を必要としている方はおられます。今後、村が運営を検討していく過程において地元住民の声も聞きながら丁寧な説明を行っていただきたいと思います。

以上、私からの要望とします。

○千福議長 ここで休憩といたしたいと思います。

10時55分からの再開いたします。よろしくお願いします。

午前10時44分 休憩

午前10時52分 再開

○千福議長 定刻前ではありますが、皆さんおそろいですので、会議を再開いたします。

第4番目の質問者、井上議員、1問目の質問を許可します。

○井上議員 議席番号2番、公明党井上浩一でございます。議長通告に基づき5問質問させていただきます。

まず、1問目、「介護保険による訪問歯科診療について」でございます。

介護保険制度による訪問歯科診療において村民の方から身に覚えのない医療機関の受診

記録があり、医療機関に確認をしたところ不正に請求されたもので、その後請求を取り下げられたという情報をいただきました。介護保険制度による介護給付費の審査業務については村はどのように行われているのか、また今後このような事態が発生した場合、どのような対応を行うのか伺いたいと思います。ご答弁よろしくお願いいたします。

○千福議長 答弁者、池西部長。

○池西健康福祉部長 「介護保険による訪問歯科診療について」 ご答弁いたします。

大阪府内の全市町村は大阪府国保連合会に審査支払業務を委託しております。審査内容は、１、１次審査で事業所番号、保険者番号、生年月日、実日数などの誤りや記入漏れ等の基本的事項を審査します。２、資格審査で事業者台帳及び事業者台帳との突合不一致、明細書の重複、給付管理票の重複などの審査を行います。３、上限審査で明細情報のサービス種類ごとの合計請求単位数が給付管理票の計画単位数の支給限度基準内の請求であるかどうかの突合を行います。４、その他審査で緊急時施設療養費及び特定診療の請求内容を審査します。市町村は、この審査結果を受け、国保連合会を通じ給付の支払いを行っております。また、村民自ら村に対し不正請求事案である旨の通知があった場合は介護保険給付サービスの指定権限者である村が医療機関に対し指導する権限があります。ですので、広域福祉課において医療機関に対する立入り指導を行っていくことになります。

以上、答弁いたします。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ご答弁ありがとうございました。過去からの不正請求が明らかになっていますが、一部分のみの返金となっております。いまだ返金されていない部分についてはどのように処理をされるのか、委託して審査支払業務をされておられますが、委託した村の責任や村の損害はどうなるのでしょうか。再発防止策等はどうされるのかお伺いしたいと思います。

○千福議長 再質問の答弁者、池西部長。

○池西健康福祉部長 再質問のありました不正請求につきましては、現在確認が取れておりませんので、答弁いたしかねます。

以上、答弁いたします。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ご答弁ありがとうございました。確認が取れないので調査できないというのも私はどうかとは思いますが、それではこちらから資料を用意して提出をさせていただ

きますので、誰もが納得し、また理解できるように詳細に報告していただけるように確約をしていただけるでしょうか。便利な、また効率的な制度を悪用した許せない事件でございしますが、改善を促し、より信頼度の高い仕組みになるようにしていただけると信じてお願いをしたいが、どうでしょうか。よろしくお願いいたします。

○千福議長 再質問の答弁者、池西部長。

○池西健康福祉部長 曖昧な情報で医療機関に対して指導することはできませんので、被保険者本人から不正である旨、村に対して申出があれば、先ほど答弁いたしましたとおり真摯に対応してまいります。

以上、答弁いたします。

○千福議長 要望をお受けします。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。要するに現在の給付の審査状況では不正が起こった場合防ぐことができないという事案があり、にもかかわらず対策がなされていないということだと理解をいたしました。真摯に対応していただいて一日も早い改善がなされ、搾取された税金ができれば返金されることを望みます。この件に関しては追跡調査をし、最後まで結論が出るまでの対応をよろしくお願いいたします。

以上です。

○千福議長 2問目の質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 それでは、2問目を行います。

「聴覚補助器等の積極的な活用への支援」ということで質問させていただきます。

高齢者が難聴になると人と社会とのコミュニケーションを避けがちになり、社会的に孤立する可能性も高くなると言われています。また、難聴になると耳から脳に伝わる情報量は極端に減少し認知症の発症リスクが高まると言われています。この対策として聴覚補助器の活用が有効でございます。高齢者が社会の一員として動き働ける地域を目指し、自分に合った聴覚補助器を選択し適切に活用できる環境の整備は大変重要だと考えます。

そこで、1、地域の社会福祉協議会や福祉施設との連携のもと、聴覚補助器を必要とする人々への情報提供の機会や補聴器等のお試し利用ができる場所の整備と高齢者が自分に合った聴覚補助器を適切に選択できる環境を整備すべきと考えますが、見解を伺いたいと思います。

2、聴覚補助器の購入費用の助成制度については、埼玉県のカノ市では補聴器購入費の一部を補助する制度を創設されております。本村でも医師や専門家の適切な助言の下でそ

れぞれ個人に合った補聴器を積極的に活用できる環境を整えるためにも購入費用の助成制度の創設は大変有意義であると考えますが、ご見解を伺いたいと思います。

○千福議長 答弁者、池西部長。

○池西健康福祉部長 「聴覚補助器等の積極的な活用への支援」についてご答弁いたします。

1、議員ご指摘のとおり、高齢者の難聴が進むことによる加齢性難聴につきましては、社会とのつながりやコミュニケーションに支障を来し、社会的孤立や認知の原因になるものとされております。補聴器の活用が有効とは認識しておりますが、補聴器選びは専門スタッフのサポートにより適切に選択できるものと考えておりますので、医療機関の受診につながるよう、まずは社会福祉協議会や福祉施設などと連携し、高齢者の聞こえについて普及啓発を検討したいと考えております。

2、現在、本村では高齢者の補聴器助成制度創設に向け調査研究しているところでございます。大阪府では助成制度を先行して実施されている市町もありますが、対象者や助成額などがそれぞれ異なり制度格差が生じていることから、8月8日に公明党大阪府議団政策要望懇談会を通じて大阪府に制度創設を要望したところです。

以上、答弁いたします。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございました。聴覚補聴器等の情報提供や福祉関係との連携も今のところ行われていないとのことですが、必要性は認識しているとのことですので、早急に普及啓発を行っていただきたいと思います。また、高齢者の聞こえの現状や大変な実情を拾い上げ、困られている方の状況を国やまた府へ要望を上げていただきたいと思います。まず、最初の一手としてどのようなことを考えられているのか伺いたいと思います。

○千福議長 再質問の答弁者、池西部長。

○池西健康福祉部長 まずは普及啓発について地域の喫茶、介護予防教室での啓発などを行ってまいります。

以上、答弁いたします。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございました。喫茶や教室に参加されるのは限られた方になり、本当に必要な人に届くのか疑問であります。村の地域福祉計画にも「ライフステージに応じた効果的な情報発信方法を検討していく必要がある」とあり、目指す姿として「様々な

手段で分かりやすく情報が提供される村」とあります。情報発信については危機管理等にも関連する重要な課題であると考えます。いずれにせよ福祉等に係る情報については日々の生活の質に直結する重要問題であり、急所ではないでしょうか。その点を踏まえ、福祉の観点からこれから先を考え、さらにお考えを伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○千福議長 再質問の答弁者、池西部長。

○池西健康福祉部長 村からの情報発信は広報紙やホームページをはじめ人の集まる機会を捉え適切で効果的な情報発信に努めてまいります。

以上、答弁といたします。

○千福議長 要望をお受けします。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。地域に伺った際、大変印象に残るのは情報が届いていない現実でございます。確かに情報の発信は一昔前に比べると多くの媒体で頻繁に行われていると感じますが、実際の現場にはあまり届いていない現実があり、とても厳しい状況でございます。また、情報が多過ぎて個人の需要に合った情報が手に入りにくいのが現状であります。特にお一人またはご夫婦のみでお住まいの高齢者はその傾向が強く、「ご近所が助け合いで」と役場の情報にもよくございますが、高齢化が全体で進んでいる現状では大変難しいのではないのでしょうか。その点で思いをめぐらせても最後にいただいた答弁ではあまりに寂しい限りでございます。聴覚補助器等の問題に限らず全てにわたり関連する問題だと思いますので、福祉施策全体で捉え対策をお願いしたいと思います。

以上です。

○千福議長 3問目の質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 3問目、行います。

「軟骨伝導集音器の設置を」ということでさせていただきます。

音の振動は外耳道と呼ばれる耳の穴を経て鼓膜に達し、その刺激が内耳に伝わる、このように通常の一般的な聴力を気導聴力といいます。一般的な補聴器や集音器は、このような気導聴力を改善する気導補聴器・集音器を指します。しかし、聞こえ方には別の伝達ルートもございます。1つは内耳がある頭蓋骨に直接振動を伝えることによって音を感知させる骨導聴力と呼ばれるもので、先天性や炎症、外傷、手術等で外耳道が閉鎖する方の場合、今までは骨導聴力を活用された骨導補聴器等で聞こえの改善がなされてきました。ところが、2004年に奈良県立医科大学の細井教授が新たに軟骨伝導聴力を発見され、し

かも非常に効率がよく音を伝えることができることが分かりました。同時にこの音伝導経路を利用した新しい補聴器やイヤホン、コンピューター端末等を提唱されました。この軟骨伝導のメリットは、小型で、しかも耳の軟骨部分に軽く触れる程度に振動子を装着することで良好な聞こえが得られることでございます。また、今までのタイプの補聴器では対応が困難な方にもよりよい使用感や効果が得られることが分かっております。このようなことから第三のルートとして開発から年数が浅く機器の汎用性は開発途上ではございますが、既に他自治体や企業にも取り入れられ好評を得ております。具体的には耳の穴に装着しないので清潔で不特定多数の方に利用がしやすく、小さな音でも明瞭に聞こえます。音漏れや装着時の不快感が少ない等があり、今後機器の開発も進むと思われます。このようなことから高齢化が特に顕著な本村では窓口対応で苦勞されている場面も多く見かけますし、私も実際そういう場面に当たりました。来庁される住民の方の負担の軽減にもつながるのではないかと考え、実験的にでも窓口に設置できないのかお考えを伺いたいと思います。

以上です。

○千福議長 答弁者、池西部長。

○池西健康福祉部長 「軟骨伝導集音器の設置を」についてご答弁いたします。

耳周辺の軟骨の振動で音を伝える軟骨伝導イヤホンが製品化され、一部の自治体や金融機関において導入されていることは承知しております。軟骨伝導イヤホンは耳あかが貯留しないので清潔感が保たれること、耳の病気の原因にならないこと、通常のイヤホンや骨伝導と比べ耳の痛みや音漏れが少ないことから耳が聞こえにくい高齢者の方でも活用し、相手の声が聞き取りやすいとされております。これまで村では窓口において会話が聞き取りにくい方に対し職員がゆっくりと分かりやすい言葉で話しかけるなど状況に合わせて相手が聞き取れることを確認しながら、場合によっては筆談を交えるなど丁寧な対応をするよう心がけております。

以上、答弁いたします。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。答えにならん答弁をいただきましたが、聞こえの問題は現実、すみません、要望に代えさせていただきます。

聞こえの問題は現実には体験しないと大変理解しづらいと思いますが、ただ来庁される住民の立場に立っていただき真剣に考えていただきたいと思います。要望として申し上げます。

以上です。

○千福議長 4問目の質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 4問目質問いたします。

「主権者教育について」質問いたします。

選挙権年齢が18歳に引き下げられたことを機会に主権者教育が学校で段階的に実践をされているとお聞きします。主権者教育は自分が政治や社会にどう関わっていくかを学ぶことだと思います。子どもの学ぶ姿勢を引き出すため日頃からの家庭での取組も重要だと考えます。村ではあまり取組が見えてきませんが、現状の取組と今後について伺いたいと思います。

以上です。

○千福議長 答弁者、森田教育委員会事務局理事。

○森田教育委員会事務局理事 「主権者教育の取組について」 ご答弁いたします。

義務教育課程における主権者教育につきましては、小学校では6年生、中学校では3年生の段階で主に社会科の授業の中で政治の仕組みなどについて学習しております。村立学校では独自の取組といたしまして小学校では6年生が総合的な学習の時間において村のよさやアピールポイントについて調べ、最終的には首長部局にプレゼンテーションするという取組を行っております。また、中学校では生徒会の生徒が直接村長と対面し村の課題やこれからの在り方について議論するスクールミーティングという取組も行っております。そのほかにも大阪府教育庁主催の生徒会サミットでは村立中学校の生徒会の代表が大阪府議会議場において他の市町の生徒会代表と自分たちの住んでいる自治体について意見を交わす機会を設けております。このように従来の社会科の授業だけでなく総合的な学習の時間や特別活動など様々な教科にわたって取組を進めております。村教育委員会事務局といたしましても村立学校が取組を進めやすいよう担当者会議の開催や他部局、他機関との調整など今後も必要な支援を行ってまいります。

以上、答弁いたします。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございました。既に学校においては進めているとのことですが、政治や政策を議論できる環境づくりが必要だと考えます。実際の村議会との連携や議会体験をすることも大事ではないでしょうか。また、現在の投票率を考えると、生徒に限らず家族ぐるみで政治の現状を考え体験することは大変重要だと考えます。住民が政

治を身近に感じ未来を担う子どもたちと共有できる機会を設けることはできないでしょうか、質問させていただきます。

○千福議長 再質問の答弁者、菊井村長。

○菊井村長 主権者教育につきましては、これまでも村立学校において様々な取組を進めているところではございますが、私は村議会のほうにもご協力を賜りながら、議会や行政について関心と理解を深めてもらうために議場のほうでこども議会を実施したいと考えております。

また、投票率につきましては、国政選挙以外の選挙において各地区を巡回する移動投票を継続することで引き続き利便性の向上に努めてまいります。

また、住民の積極的な政治参加の促進につきましては、近隣市町の取組などを参考に啓発活動に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ご答弁ありがとうございました。

要望に代えさせていただきます。

こども議会については大賛成でございますが、こども議会を単に開くのが目的ではなく、様々な多様な意見、声を聞き、実現に向け議論し、よりよい村にすることが目的でございますので、そのほかの手段や、また場の創出を行い、幅広く立場やあらゆる環境の子どもさん、また若者の意見、声を聞き議論することが大変必要だと考えます。

また、子ども、若者の参画プロセスを評価・検証することも重要でございますので、子どもさんや若者の関わる事業において評価指標を作成し有効に生かしていくことが必須だと考えておりますので、村の未来をかけ、こども議会、またそのほかの手段、若者の声を聞く場の創出に役場全体で総力挙げて実現をしていただきたいと思います。

以上でございます。

○千福議長 5問目の質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 5問目質問させていただきます。

「带状疱疹ワクチン予防接種費用の助成について」でございます。

带状疱疹のワクチン接種について現在任意の予防接種となっています。50歳以上の人が発症しやすいということであり、予防接種費用もかなり高額なものが、高額なほど効果があると聞いています。できるだけ多くの人が予防接種できるよう、その費用負

担に対し助成をすることができないのか伺いたいと思います。お願いいたします。

○千福議長 答弁者、菊井村長。

○菊井村長 「带状疱疹ワクチン予防接種費用の助成」につきましてご答弁申し上げます。

所信表明で申し上げましたとおり、村では带状疱疹ワクチン予防接種費用の一部助成を実施する予定ではありますが、現在、厚生労働省の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において定期接種化に向け検討が進められている状況でございます。今後国の動向を注視し、国制度との整合性を図りつつ、対象者と年齢の範囲や自己負担額など住民の皆様が安心して接種できるよう村の実施体制を速やかに構築してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ご答弁ありがとうございました。

要望に代えさせていただきます。

村は高齢者が多く、既に带状疱疹を患っている方も大変多いことから、また後遺症の発症も多く見られています。一刻も早く対応することが大変重要だと思います。また、要望も聞いておりますので、政府の動向を待つのも理解はできますが、住民の健康と生活を守ることを重視して先手の対応を熱望いたします。

以上です。ありがとうございました。

○千福議長 第5番目の質問者、田村議員、1問目の質問を許可します。

○田村議員 議席番号6番、田村陽でございます。議長通告に基づきまして「農作物等被害防止対策の拡充を」、そして「役場事務にグループで対応」についてご質問させていただきます。

まず最初に、「農作物等被害防止対策の拡充を」についてお伺いいたします。

本村では有害鳥獣に対する対策として農作物等被害防止柵設置事業補助金としてワイヤーメッシュや電気柵等の設置に補助金が設けられておりますが、近隣市町では本村より手厚い状況であるとの声を本村農家の方から度々いただいております。実際に近隣市町と本村の補助制度に差があるのかお伺いいたします。ご答弁よろしくをお願いいたします。

○千福議長 答弁者、菊井村長。

○菊井村長 それでは、「農作物等被害防止対策の拡充」についてご答弁いたします。

本村では鳥獣被害の防止を図るため農家の皆様が自ら行う防護柵等の資材購入に対する

農産物等被害防止柵設置事業補助金を交付しております。近隣自治体の富田林市さん、河内長野市さん、河南町さん、太子町さんの補助率等を比較しますと、個人設置の場合、補助率は3割補助から8割補助となっており、補助上限額では7万円から20万円と幅がある状況でございます。本村の場合は5割補助で補助上限額は5万円となっており、他の自治体より補助上限額は低い状況となっております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 どうもご答弁ありがとうございます。他市町より補助上限額が低いとただいまご答弁いただきましたけれども、今後補助額の拡充等の考えはございますでしょうか、お伺いいたします。

○千福議長 再質問の答弁者、菊井村長。

○菊井村長 農産物等被害防止柵設置事業の補助金ですが、個人設置の補助上限額のほうにつきましては近隣から比べても低い状況でございますので、今後補助上限額を見直す方向で近隣自治体の状況をさらに調査研究しながら前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○千福議長 再質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 どうもご答弁ありがとうございます。ただいま見直す方向で前向きに検討するとおっしゃっていただきましたので、要望に代えさせていただきます。

ただいま、豚熱が下火になってきたのかイノシシ被害が増えているというふう to 実際農家の方からよく聞き及んでおります。私自身、昨日の朝方もイノシシを見かけたばかりでございまして、村としても有害鳥獣対策にも鋭意取り組んでいただきたく思っております。先述しましたように今回の一般質問は住民の方からの要望が基になっております。所信表明では住民の声に耳を傾ける、そのような村政を実現したいとおっしゃっておられましたが、早速お聞きいただき、誠に感謝しております。ぜひとも今後も引き続き住民の声を村政へと反映していただくよう期待しております。

○千福議長 2問目の質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 それでは、2問目の質問に移らせていただきます。

「役場事務にグループで対応を」ということでお伺いしたいと思います。

昨年度は定年退職等を除きましても実に11人の退職があったというふう聞いております。役場職員の退職が今後も続けば。近い将来役場がなすべき当たり前の事務が当たり前にこなせないときが来るのではないかと強い懸念を抱いております。本村では一人一人の職員が多く事務を担っているという現状がございます。職員の退職時にはもちろん引き継ぎは行われるのだろうと思いますが、多くの事務を何もかも子細に引き継ぐということは非常に困難であります。その結果として担当職員が詳細を把握し切れぬまま事務を担っていくということになり、それが職員の精神的な非常な負担となっているというふうにお聞きしております。主担、副担を決めて業務に取り組んだとも聞いておりますが、それでは主担ばかりが担当していくことになり、副担への情報共有というものがおろそかにされがちだと思います。職員の負担を軽減し、そして退職者を抑制していくためにも個人に任せ切りにするのではなく、例えば小規模なグループにより対応する体制づくり等が必要かと思いますが、村長のお考えをお伺いしたいと思います。よろしくご答弁お願いいたします。

○千福議長 答弁者、菊井村長。

○菊井村長 それでは、「役場事務にグループで対応」につきましてご答弁申し上げます。

職員体制につきましては、行政サービスの多様化により事務量が増加傾向となっております。限られた職員数の中で持続可能な行政サービスを提供できるよう令和6年3月に定員適正化計画を見直し、柔軟かつ安定した職員体制を確保するため定数の増を図ったところ です。複数人で対応できる体制づくりについては現状では各課において課内での業務の担当替えを行い複数の職員が対応できる体制をつくるなどいろいろと対策を講じている状況でございます。今後も再任用職員や会計年度任用職員の採用など多様な任用形態を確保するとともに同規模程度の他の自治体の事例なども参考に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○千福議長 再質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 どうもご答弁ありがとうございました。先ほど村長もおっしゃっておられましたが、このような問題というのは、もうこの千早赤阪村だけが抱えている固有の問題ということではなくほかの自治体でも同じような課題を抱えておられるのではないかというふうに思う次第であります。そこで、先進的な事例の研究等をされておられるのか、職員が孤立することがないように課内でのサポート体制等の構築が必要ではないかというふう

と思いますが、その点いかがでしょうか、ご答弁よろしく願いいたします。

○千福議長 再質問の答弁者、菊井村長。

○菊井村長 議員ご指摘のように職員体制の問題は本村だけではなく、特に小規模な町村はどこも苦慮しているような状況と認識しております。都道府県や団体ごとに事務の内容も違いますので、なかなか解決できるような先進的な事例というものはありませんが、職員を孤立させることなく係、課全体でカバーしていくというのが大事なことであり、働きやすい環境づくりが重要だと考えております。そのためにも業務の整理統合により事務の効率化や職員間の連携強化が図れるよう組織機構の見直しについても検討してまいりたいと思っております。

以上、答弁いたします。よろしく願いします。

○千福議長 再質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 どうもご答弁ありがとうございました。退職者を抑制していくためには辞めていかれる、退職していかれる職員の皆さんがなぜ退職していかれるのか、その原因の究明というのがどうしても必要になってくると思うんですけれども、その辞めていかれた、退職されていかれた職員の方の転職先というのは把握しておられるのでしょうか、お伺いいたします。

○千福議長 再質問の答弁者、菊井村長。

○菊井村長 昨年度に退職された11人のうち転職先としては国家公務員が3人、地方公務員が4人、民間企業などが4人となっており、公務員への転職が多い状況となっております。

以上、答弁いたします。

○千福議長 要望をお受けします。

田村議員。

○田村議員 どうもご答弁ありがとうございました。やはり国家公務員等、地方公務員等というところで公務員への転職が多いというところを見ますと本村より他自治体のほうが魅力的に見えているのだらうなと推測せざるを得ないところであります。しかし、役場の職員さんなくして役場はもう絶対に回らないわけです。年に10%以上の職員が退職していくという現状は一刻も早く変えていかねばなりません。昨日の代表質問でもお答えいただいたとおり、職員の皆さんにアンケートを行うなどして職員の皆さん一人一人がやりがいを持って職務に取り組むことができるよう、職員を孤立させないサポート体制をきちんと構築していただき、所信表明にもありました働きがいのある風通しのよい職場づくりを

実現させていただきたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

○千福議長　ここで暫時休憩いたします。

午前１１時３５分　休憩

午前１１時３５分　再開

○千福議長　休憩前に引き続き会議を再開します。

６番目の質問者、吉田議員、１問目の質問を許可します。

○吉田議員　議席番号５番、自民党無所属の会吉田昭之、議長通告に伴い質問させていただきます。

まず、「中学生の通学路等について」の質問となります。

現在、中学生の通学路について一部の生徒はカーブの多い府道や村道を自転車通学している、また歩道も整備されておらず、事故なども発生する危険な状態にあります。中学生の保護者アンケートからも富田林甘南備方面から村民運動場につながる道路のほうが安全と思われるので通学路として利用することができないかとの意見も上がっております。より安全な通学路の確保の観点からも通学路として利用できないかを問わせていただきます。

また、中学生の携帯所持について、現在中学校の生徒たちは徒歩、自転車、スクールバスで通学しています。猛暑の中や路面凍結などもあり、毎年のように事故やけがが起こっておると聞いております。そのような緊急時に生徒たちは携帯電話を所持しておらず、連絡を取ろうにも学校、自宅どちらが近いかを判断して友達等が連絡を取っている状況だとお伺いしております。仲間がいる場合はそのような対応ができるのですが、一人のときにそのような緊急事態が発生したと考えると、携帯の所持が望ましいのではないかと思います。

以下をお伺いさせていただきます。ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

○千福議長　答弁者、森田理事。

○森田教育委員会事務局理事　「通学路の整備について」ご答弁いたします。

村立学校においては学校保健安全法に基づき通学も含め児童・生徒の安全確保を図るために計画を策定し、安全対策を実施しているところでございます。通学路については安全確保を図る上で支障がある場合は学校設置者である村に対し、その改善について申出できるものであり、村立中学校においては現在の村域内ルートを通学路に指定しております。村立学校では日頃から生徒に対し登下校時の安全に関する指導を行うとともに通学路の危険箇所については教育委員会と連携を図りながら道路管理者等へ改善の申入れを行い、生徒の安全確保に努めているところでございます。

次に、携帯電話の取扱いにつきましては、学校への持込みは原則禁止といたしておりますが、特別の事情がある場合は申出により学校において一定の条件のもと、許可をしております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

吉田議員。

○吉田議員 以下は要望とさせていただきます。

まず、通学ルートについては、実際に通学する生徒及び保護者の意見の聞き取りを行う必要があるのではないかと考えられます。今後このような機会をつくっていただけますようよろしくお願いします。

また、引き続き府道整備の要望、村道整備などのご尽力を賜りますようお願いいたします。

また、携帯電話についてなんですけども、携帯電話の取扱いについて、原則禁止、特別な事情がある場合は許可するという保護者へのお知らせにより持たせることができないものだと思われている保護者の方がたくさん多くいらっしゃいます。下校途中の家庭への連絡ツールとして誰でも携帯を持っていくことが可能だと確認できるような、もう少しかみ砕いた易しい文に変更していただき、保護者への配布をお願いしたいと思います。

以上となります。

○千福議長 以上で一般質問は終了します。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じ、散会といたします。

皆さん、お疲れさまでした。

午前11時42分 散会

令和6年第3回千早赤阪村議会定例会（第3号）

1. 招集年月日

令和6年9月20日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 議事堂

3. 出席議員

1番 千 福 清 英

5番 吉 田 昭 之

2番 井 上 浩 一

6番 田 村 陽

3番 服 部 幸 令

7番 藤 浦 稔

4番 徳 丸 初 美

4. 欠席議員

な し

5. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村 長 菊 井 佳 宏

健康福祉部長 池 西 昌 夫

村政戦略部長 中 野 光 二

教育委員会事務局理事 森 田 洋 文

総 務 部 長 日 谷 順 彦

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 柏 原 美 佳

議会事務局書記 土 井 達 也

7. 議事日程

日程第 1 議案第42号 千早赤阪村国民健康保険条例の改正について（委員長報告）

日程第 2 議案第43号 令和6年度千早赤阪村一般会計補正予算（第6号）  
（委員長報告）

日程第 3 議案第44号 令和6年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算  
（第2号）（委員長報告）

日程第 4 議案第45号 令和6年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第3号）  
（委員長報告）

日程第 5 議案第48号 令和5年度千早赤阪村一般会計歳入歳出決算認定について  
（委員長報告）

日程第 6 議案第49号 令和5年度千早赤阪村国民健康保険特別会計歳入歳出  
決算認定について（委員長報告）

- 日程第 7 議案第 5 0 号 令和 5 年度千早赤阪村介護保険特別会計歳入歳出決算  
認定について（委員長報告）
- 日程第 8 議案第 5 1 号 令和 5 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計歳入歳  
出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 9 議案第 5 2 号 令和 5 年度千早赤阪村下水道事業特別会計歳入歳出決  
算認定について（委員長報告）
- 日程第 1 0 議案第 5 3 号 災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築  
への支援を求める意見書について
- 日程第 1 1 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

午前１０時００分 開議

○千福議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は７名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

９月１７日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

井上議会運営委員長。

○井上議会運営委員長 それでは、報告いたします。

去る９月１７日に開催しました議会運営委員会において、今期定例会に上程する議案の審議方法を審査しましたので報告いたします。

まず、本日の付議案件は日程のとおり、委員長報告、議案第５３号、議会運営委員会の閉会中の継続審査の件です。

議案第４２号から議案第５２号については、総務民生常任委員長から委員長報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行い、次に文教建設常任委員長から委員長報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行い、次に決算特別委員長から委員長報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行ったのち、１議案ごとに討論、採決を行うことに決しています。

次に、日程第１１、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件の採決を行います。

以上でございます。

○千福議長 ありがとうございます。

~~~~~

○千福議長 日程第１、議案第４２号千早赤阪村国民健康保険条例の改正についてから、日程第９、議案第５２号令和５年度千早赤阪村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの９件を一括議題とします。

各議案は、９月５日の本会議において各常任委員会、決算特別委員会に付託していただいたので、その結果を順次報告願います。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

徳丸総務民生常任委員長。

○徳丸総務民生常任委員長 それでは、総務民生常任委員会報告をします。

去る９月５日の本会議において付託を受けました議案４件の審査を行うため、９月１０日に菊井村長ほか関係職員の出席を求め、委員７名出席のもとに開催しました。

議案第４２号千早赤阪村国民健康保険条例の改正についての審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結

した後、採決をしました。採決の結果、議案第４２号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第４３号令和６年度千早赤阪村一般会計補正予算（第６号）総務民生常任委員会所管分の審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果、議案第４３号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第４４号令和６年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）の審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果、議案第４４号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第４５号令和６年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第３号）の審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果、議案第４５号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をご覧くださいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○千福議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○千福議長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

続きまして、文教建設常任委員長より報告を求めます。

田村文教建設常任委員長。

○田村文教建設常任委員長 それでは、文教建設常任委員会報告をします。

去る９月５日の本会議において付託を受けました議案１件の審査を行うため、９月１０日に菊井村長ほか関係職員の出席を求め、委員７名出席のもとに開催しました。

議案第４３号令和６年度千早赤阪村一般会計補正予算（第６号）文教建設常任委員会所管分の審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終

結したのち、採決をしました。採決の結果、議案第４３号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をご覧くださいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○千福議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○千福議長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

続きまして、決算特別委員長より報告を求めます。

井上決算特別委員長。

○井上決算特別委員長 それでは、決算特別委員会報告をいたします。

去る９月５日の本会議において付託を受けました議案５件の審査を行うため、９月１２日は菊井村長ほか関係職員の出席を求め、委員７名出席のもとに開催いたしました。

議案第４８号令和５年度千早赤阪村一般会計歳入歳出決算認定についての審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結したのち、採決をしました。採決の結果、議案第４８号は本会議において原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第４９号令和５年度千早赤阪村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結したのち、採決をしました。採決の結果、議案第４９号は本会議において原案どおり認定すべきものと決しました。

議案第５０号令和５年度千早赤阪村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結したのち、採決をしました。採決の結果、議案第５０号は本会議において原案どおり認定すべきものと決しました。

議案第５１号令和５年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終

結したのち、採決をしました。採決の結果、議案第５１号は本会議において原案どおり認定すべきものと決しました。

議案第５２号令和５年度千早赤阪村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結したのち、採決をしました。採決の結果、議案第５２号は本会議において原案どおり認定すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をご覧くださいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○千福議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○千福議長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

次に、議案第４２号千早赤阪村国民健康保険条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 討論がないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第４２号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第４３号令和６年度千早赤阪村一般会計補正予算（第６号）に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第４３号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第４４号令和６年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第４４号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第４５号令和６年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第３号）に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第４５号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第４８号令和５年度千早赤阪村一般会計歳入歳出決算認定についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第４８号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第４９号令和５年度千早赤阪村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第４９号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第５０号令和５年度千早赤阪村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第５０号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第５１号令和５年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第５１号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第５２号令和５年度千早赤阪村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第52号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

~~~~~

○千福議長 日程第10、議案第53号災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

井上議員。

○井上議員 議案第53号災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書について。

上記の議案を別紙のとおり千早赤阪村議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年9月20日提出。千早赤阪村議会議長千福清英様。提案者、千早赤阪村議会議員井上浩一。賛成者、千早赤阪村議会議員服部幸令、千早赤阪村議会議員徳丸初美、千早赤阪村議会議員吉田昭之、千早赤阪村議会議員田村陽、千早赤阪村議会議員藤浦稔。

内容を読ませていただいて、提案理由にさせていただきます。

災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書。

現在、情報通信技術の進歩と、それに伴う様々なサービスの拡大により、私たちはいつでもどこでも、情報を入手したり、発信したりすることができるようになっている。そのため、インターネット上には膨大な情報やデータが流通しているが、その中には事実とは異なる偽情報や誤情報が流されることもあり、適切な対処が必要である。

特に、災害発生時における情報は、多くの人々の命に直結する重要なものであり、現在、必死の復旧と復興を進めている能登半島地震においても多くの偽情報が発信され、現場は大変に混乱したとされ、具体的には、救援を求める情報を受けて現場に行っても誰もいなかったというケースも多々あったと聞いている。また、被災地の状況を知らせる画像情報においても、現場の実態とは全く違う合成されたと思われる画像も拡散されていた。

いつどこで発生するか分からない災害に対して、特に発災直後は情報が大変に混乱する中で、被災者の命を救うために一分一秒も無駄にはできない。その活動を大きく阻害する

偽情報の拡散防止は喫緊の課題である。

よって、政府に対して、災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築に向けての支援の積極的な推進を求める。

1、情報発信者や情報発信機器の事前登録等により情報の信頼性を担保し、現場からの正確な情報を収集し、活用する情報連携環境を整備すること。

1、IoTセンサーやドローンを活用してリアルタイムでの国と地方自治体の災害情報共有体制を整備すると同時に、適切な情報分析と迅速な対策を促す気象防災アドバイザーの自治体への配置を支援すること。

1、正確な情報を発信する公的情報サイトや政府認定のアプリケーション等、国民への普及を強力に推進すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和6年9月20日。大阪府南河内郡千早赤阪村議会。

以上でございます。

○千福議長 お諮りします。

議案第53号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第53号は委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終結します。

これより議案第53号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第53号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 日程第１１、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

井上議会運営委員長から会議規則第７５条の規定に基づき、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項を閉会中の継続調査にしたいとの申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で本定例会に付議された案件は全部終了しました。

ここで菊井村長より挨拶がございます。

菊井村長。

○菊井村長 それでは、ただいま千福議長のお許しをいただきましたので、令和６年第３回千早赤阪村議会定例会の閉会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

今議会は村長就任後、初の本会議となりまして、村政運営に関する所信を表明する機会を与えていただきまして誠にありがとうございます。

また、本定例会におきましてご提案させていただきました全ての議案に対し、本会議、各委員会で慎重なるご審議の上、ご可決いただき、厚くお礼申し上げます。

議案審議、代表質問や一般質問におきましては、村政の各分野に関し、多数のご質問などをいただきました。ご意見、ご提案などはいずれも厳正に受け止めて、現状並びに課題を十分認識し、村政運営に努めてまいる所存でございます。

なお、決算概要書などでは修正等がありましたことに関しましては、おわび申し上げます。

そして、今議会からは議会改革の一環としまして、村民の皆様を開かれた議会とするため、本会議の様子をユーチューブでの生中継配信の試行が行われました。閲覧回数も１００件を超え、視聴された人からは、私に対して、所信表明や答弁などが「かみかみ」やったとか、そういったことも含み、私に対する叱咤激励をいただいているような状況でございます。今まで傍聴に來られなかった、ことのない村民の皆様も視聴されるなど、一定の成果があったと存じております。

９月下旬となり、実りの秋を迎えることになりました。建水分神社や中津神社の秋の祭礼、げんきこども園や小学校の運動会、中学校の体育祭、文化協会の文化祭などの開催が予定されております。また、健幸ふれあいまつりなど、役場の各課が行うようなイベントも計画しております。私自身も各行事には積極的に参加させていただきまして、村民の皆様

様と触れ合う機会を大切にしていきたいと思います。

最後になりましたが、議員の皆様におかれましては、季節の変わり目となりますので、健康にご留意され、ますますご活躍をいただきますようご祈念申し上げまして、定例会閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。また今後ともよろしくお願いいたします。

○千福議長 ありがとうございました。

これで本日の会議を閉じ、令和6年第3回千早赤阪村議会定例会を閉会します。

皆さんお疲れさまでした。

午前10時30分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

千早赤阪村議会

議 長 千 福 清 英

議 員 吉 田 昭 之

議 員 田 村 陽